

第4章 史跡をめぐる現状と課題

第1節 保存にかかわる現状と課題

二俣城跡及び鳥羽山城跡には、往時の姿を残す土塁、堀切、曲輪そして石垣などの遺構が多く残っており、現在でも往時の姿を偲ぶことができる。また史跡周辺には、案内板等のサインや便益施設が設置されている。

ここでは、これらの遺構の保存、調査研究、さらにサインや便益施設等を含め、現状と課題の抽出を行う。

1 指定地全体

現 状 史跡指定地の立地環境に関する現状は次のとおりである。

- ・史跡指定地は、国定公園、地域森林計画対象民有林、鳥獣保護区に含まれており、自然環境が維持されている。
- ・二俣城跡及び鳥羽山城跡の宅地に隣接した史跡指定地内に、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が存在する。二俣城跡の史跡指定地内（南側及び南西側）と指定地外（城下地区）には、急傾斜地崩壊危険区域が存在する。
- ・平成30年度（2018年度）の台風による強風で、倒木、枝折れなどの被害が発生した。
- ・二俣城跡西側の斜面は、住宅地の安全確保のためにコンクリート擁壁で保護されている。
- ・今後保護を要する未指定地が残っている。
- ・重要遺構の推定される部分は、県・市有地が多いが、一部が民有地となっている。
- ・史跡指定地は都市公園として利用されており、多くの公園施設が存在している。
- ・二俣城跡における国土調査が未完了である。

課 題 史跡指定地の立地環境に関する課題は次のとおりである。

- ・自然と調和し、メリハリをつけた樹木管理及び保存管理を検討する必要がある。
- ・土砂災害等による崩壊の危険性がある区域は、遺構の保護と近隣住民の安全確保が必要である。
- ・近年の台風の大規模化や、短時間の集中的なゲリラ豪雨などにより、土砂災害の発生する危険性が高まり、史跡内における防災対策の重要性が高まっている。
- ・現在、擁壁で保護されている斜面については、将来的に補修工事が必要となる可能性がある。
- ・今後保護を要する未指定地は追加指定に向けて関係者との協議を推進する必要がある。
- ・重要遺構の存在する民有地の公有化を検討する必要がある。
- ・公園として親しまれた歴史的背景に配慮しながら、保存管理を進める必要がある。
- ・土地の境界の確定に向け、関係機関等との連絡調整、連携を継続する必要がある。

2 堀・土塁・曲輪等

現 状 二侯城跡及び鳥羽山城跡の堀・土塁・曲輪等に関する現状はTab.17、18のとおりに整理できる。

Tab.17-1 二侯城跡の堀・土塁・曲輪等の現状(1)

遺 構		現 状	Fig.58 Fig.60
本 丸	中心部	・中仕切門、搦手門、天守台がある。 ・二侯城跡本丸の中仕切門における発掘調査によって、堀尾氏が城期に建築された櫓門の可能性がある礎石瓦葺き建物跡が確認された。 ・中仕切門の礎石は地下に埋蔵しており、来訪者が遺構の存在を認識しにくい。 ・設置者や設置時期の異なる名称看板やサインのほか、水飲み場、すでに壊れて使用されていないスピーカー等が存在する。	①
	土 塁	・土塁は本丸東側から北東側にかけて残存しており、中仕切門北側の土塁は遺存状態が良好である。 ・曲輪を全周していたと推定される土塁の約2/3が消失しており、本来の土塁の姿が分からない。 ・削れた土塁の断面が露出したままになっている。 ・発掘調査で土塁遺構の上に天守台石垣が築かれたことが判明したが、曲輪の年代観を示す土塁と天守台根石の重なりが現地で理解しにくい。	②
二の丸	中心部	・管理者のいない石碑が存在する。 ・土塁内部の平坦面は公園及び稲荷神社の境内地として改変され、園路や玉垣が設置されている。	③
	土 塁	・南側は残存状況が良好で、三号堀の底面から高さ7.7mあり、切岸がある。北側の土塁は石垣があるが、西・南の土塁には石垣はみられない。東側の土塁は発掘調査により石垣が存在した可能性が示されている。	④
	帯曲輪	・大手門の東側に位置する帯曲輪は、大手筋にかかわる部分だが、未調査のため詳細は不明である。	⑤
北の丸	中心部	・旭ヶ丘神社造成に伴う改変により、城郭遺構の検出は難しい。本丸との連結は、改変が著しく不明瞭だが、土橋もしくは木橋で連結していた可能性がある。 ・未調査のため詳細は不明である。	⑥
四号堀		・最大幅8m、堀の南東側にあたる神社参道の堀り込みが、四号堀と一連のものである可能性がある。 ・本来の遺構の姿が分かりにくい。	⑦
五号堀		・遺路と公園にかかわる造成によって、一部が消滅しており、本来の遺構の姿が分からない。 ・一部指定地外に遺構の存在が推定される。	⑧
南の丸I	中心部	・北東隅や南西隅に虎口が存在した可能性はあるが、改変により、有無は不明である。 ・東側の地形改変部分の発掘調査では、石垣と裏込の状況を確認したものの、曲輪の性格把握まで至っていない。 ・北東隅の曲輪面が掘削されて失われている。	⑨
	土 塁	・西側と南側に土塁がみられる。曲輪南縁の高さ3mほどの土塁は、近年、一旦削平された後、復元されたものであり、本来の遺構の姿が分からない。 ・南側の土塁は部分的に本来の土塁が残存するが、切断面が露出している。 ・西側の土塁は残存状況が不明確である。	⑩

Tab.17-2 二侯城跡の堀・土塁・曲輪等の現状 (2)

遺 構		現 状	Fig.58 Fig.60
二号堀		・遺構上とその周辺に樹木が茂り、見学時の安全性と遺構の保護上の問題が懸念される。	⑪
三号堀		・発掘調査の結果、現状の堀底から1.5mほど埋没していることが判明した。 ・西の丸Ⅰ・Ⅱから二の丸への城内通路の機能をあわせもつ。 ・発掘調査の成果が、現地で分からないため、見学者が遺構本来の形状を理解することができない。	⑫
南の丸Ⅱ	中心部	・二号堀に接する北側部分に削平された痕跡がみられるが、この部分以外は概ね良好に残存する。 ・竹木が茂り、見学時の安全性と遺構の保護上の問題が懸念される。	⑬
一号堀		・樹木が茂り、遺構の痕跡が不明瞭である。	⑭
西の丸Ⅰ	中心部	・西の丸Ⅰの平坦面は、農耕や園路・遊具設置等により、改変を受けている。 ・遊具はマムシ等が生息する環境にあり、安全性に問題がある。 ・重要箇所だが、遺構の形状を認識できず本質的価値を理解しにくい。	⑮
西の丸Ⅱ	中心部	・平坦部が細かく分離され段々畑のようになっている。この形状は後世の改変である可能性があるが、詳細は不明である。 ・曲輪と城内通路の姿が分かりにくい。 ・竹木が茂り、見学時の安全性と遺構の保護上の問題が懸念される。	⑯
	土 塁	・東側城内通路脇に築かれたと推定される土塁が存在する。	
一号堅堀		・堀の痕跡が良好に残存している。 ・堀底を城内通路として利用していた可能性がある。 ・樹木が茂り、見学時の安全性と遺構の保護上の問題が懸念される。	⑰
二号堅堀		・堀の痕跡が良好に残存している。 ・堀底を城内通路として利用していた可能性がある。 ・樹木が茂り、見学時の安全性と遺構の保護上の問題が懸念される。	⑱
西の丸Ⅲ	中心部	・未調査であるため、遺構の性格が明確でない ・この曲輪に至る城内通路が不明瞭である。	⑲
	土 塁	・北側にわずかに土塁が認められる。	
城内通路	東側経路 大手筋	・東側の城下町から二の丸東側の帯曲輪を通って二の丸大手門に至る大手筋の経路が推定される。 ・経路の一部とみられる部分に石積が露出しているものの、未調査のため大手筋の詳細は不明である。 ・既存の園路と城内通路の関係が不明瞭である。	⑳
	西側経路 川口	・川口から西の丸Ⅰ・Ⅱ付近を通り、一号堅堀を経て二の丸大手門に至る経路が推定される。 ・遺構の痕跡が不明瞭でないため、城内通路の実態を認識することができない。 ・西の丸の石垣の背後に切岸を伴った通路の痕跡が確認されている。 ・法面工事により登城口が消失している。 ・既存の園路と城内通路の関係が不明瞭である。	㉑

Tab.18 鳥羽山城跡の堀・土塁・曲輪等の現状

遺構		現状	Fig.59 Fig.61
本丸	中心部	・曲輪内の遺構面が残存している部分と、遺構面が消失している部分の境界が不明確である。 ・西側土塁の内側に構築された建物の礎石と西側土塁沿いに築かれた枯山水庭園が良好に残存している。 ・発掘調査によって、庭園遺構の北側に確認された礎石は、配置や検出状況、土塁との位置関係から、庭園遺構が構築された堀尾氏居城期（1590～1600）に先立って設置された建物の痕跡と考えられる。 ・礎石建物遺構の詳細は不明であるが、懸け造り構造の建物であった可能性が指摘されている。 ・庭園遺構は、枯山水庭園であり、枯滝石組みや築山、数石の景石によって構成され、現状において見学することが可能である。	①
	土塁	・本丸を取り囲む土塁が遺存している。南側土塁は失われ、大手門西側の土塁は改変が著しい。 ・土塁上や周囲に樹木が植栽され、遺構の保護に問題が生じる可能性がある。	②
大手道		・大手道の上部を緩やかな階段を伴う幅3mほどの石畳が覆っている。発掘調査によって、地下に埋没した本来の大手道は幅6～9mであることが判明した。 ・大手道の本来の規模や構造を認識することが難しい。	③
東の丸Ⅰ・Ⅱ		・未調査である東の丸Ⅰには用途不明の石材が存在する。 ・遺構の性格が不明である。	④
西の丸Ⅰ		・公園整備に伴って設置された東屋がある。 ・未調査であるため、遺構の詳細は不明である。 ・公園整備に伴う地形の改変が顕著である。	⑤
西の丸Ⅱ		・未調査であるため、遺構の詳細は不明である。 ・公園整備に伴って設置された石造物が存在する。 ・大規模な岩脈の露頭がある。石丁場や庭園などとも評価されることがあるが、その性格は明確でない。	⑥
北の丸		・付属的な帯曲輪としては不自然な大きさであり、公園整備に伴って大規模に造成されている可能性がある。	⑦
南の丸Ⅰ・Ⅱ		・公園の駐車場が整備されており、本来の遺構の形状が不明確である。 ・南の丸Ⅱの南東側には土塁がある。	⑧
南の丸Ⅲ		・西側に土塁が確認できる。 ・未調査であるため、遺構の詳細は不明である。	⑨
南の丸Ⅳ		・西側に土塁が遺存。土塁内部は平坦で、何らかの施設があったと思われる。 ・未調査であるため、遺構の詳細は不明である。	⑩
一号堀		・一号堀の南側は、道路の造成によって土地形状が改変されており、堀が連続しているか不明瞭である。	⑪
城内通路	大手筋	・田代家から北側の峠を越える道を通り、大手道を経て本丸へ至る経路が想定されるが、詳細は不明である。	⑫
	搦手筋	・搦手門から、麓に至る通路が確認できない。搦手門から北に抜け、西に向かうと西の丸Ⅰ・Ⅱに至る。 ・既存の園路と城内通路の関係が不明確である。	⑬

課題 以上の現状をふまえ、二侯城跡及び鳥羽山城跡の堀・土塁・曲輪等の課題は次のとおり整理できる。

1) 堀・土塁・曲輪等の計画的な調査研究

確認調査の必要な遺構は、二侯城跡の城内通路周辺や西の丸、鳥羽山城の本丸御殿、大手道や城内通路周辺、南の丸周辺などである。今後、優先順位をつけ計画的な調査を行い、保存管理に資する成果をあげる必要がある。

2) 遺構の適切な保護

土塁や石垣、庭園などの露出遺構や地下に埋蔵された遺構が破壊を受けることのないように、遺存状況に応じた適切な遺構の保存を行う必要がある。また、主要な遺構の周辺には、急傾斜地崩壊危険区域等を含む斜面地が存在する。斜面の保護は、史跡指定地の安全確保に資するものである。また、必要に応じて古道が推定される箇所等の発掘調査を行い、結果に基づき適切に遺構の保存を図ることが必要である。二侯城跡の西の丸Ⅱ、一・二号堀、川口への城内通路などは竹の繁茂が顕著なため、適切な管理による遺構の保護が必要である。

3) 城郭としての景観の保護

公園整備に伴う構造物の取扱いの検討や、植栽・樹木管理によって、見学者が城郭としての価値を理解することのできる保存管理を推進する必要がある。

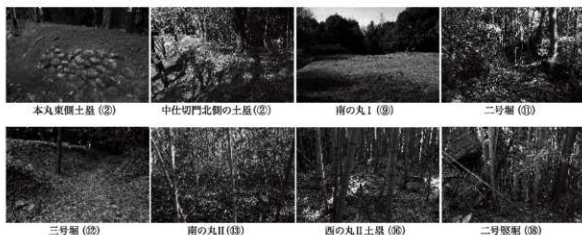


Fig.58 二侯城跡堀・土塁・曲輪等現況写真

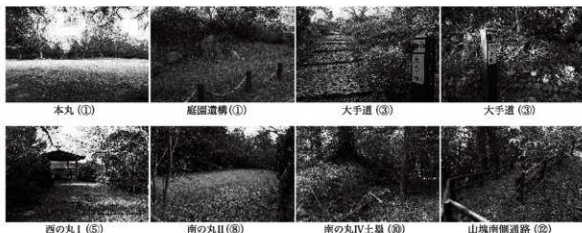


Fig.59 鳥羽山城跡堀・土塁・曲輪等現況写真



Fig.60 二侯城跡堀・土塁・曲輪等現況図

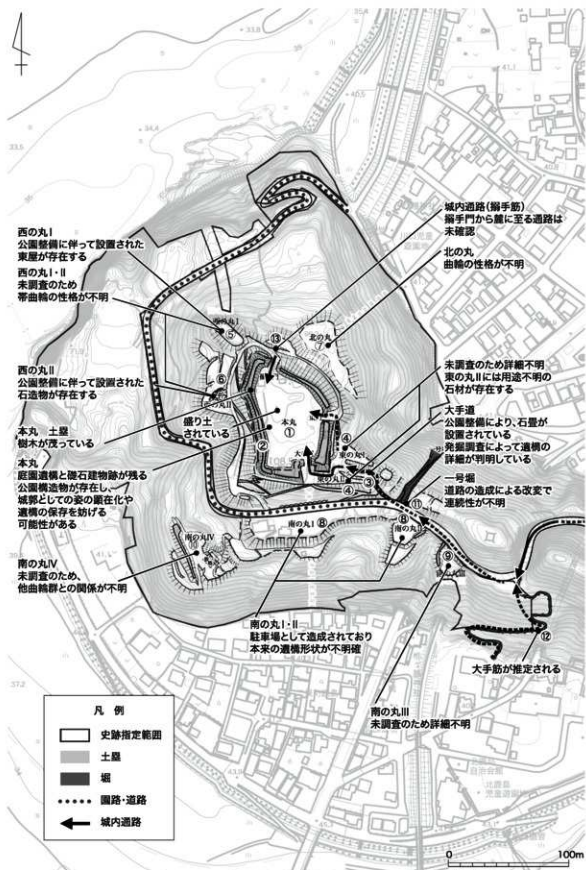


Fig.61 鳥羽山城跡・土塁・曲輪等現況図

3 石垣

現 状 二俣城跡及び鳥羽山城跡における石垣の保存に関する現状はTab.19、20のとおりに整理できる。

Tab.19 二俣城跡の石垣の現状

道 構		現 状	Fig.62 Fig.64
本 丸	土 塁	・東側土塁外側に輪取りがみられる。 ・東側土塁の内側に円礫による石積みが認められるが、時期等、詳細は不明である。 ・樹木や土砂の埋没によって、本来の遺構の姿が分からない部分がある。	①
	天守台	・自然石を用いた野面積みの石垣で、隅角部に算木積を採用している。 ・発掘調査によって、基礎部は0.4 m程埋没し、みかけ上の高さは4.2 mであることが分かっている。発掘調査の成果が現地で理解しにくい。 ・現在のところ、崩落等はみられないが、後世の積み直しが指摘されており、地震等による崩落の危険性がある。	②
	中仕切門	・中仕切門両側の土塁に野面積みの石垣が構築されている。門の北側に高さ約1 m、4段の石垣が残存する。 ・北側西端は一部算木状に積まれており、後世に積み直された可能性がある。 ・南側石垣は、遺存状態が悪く、裏込めの露出やオーバーハングがみられ、崩落の危険性と安全上の問題がある。 ・中仕切門周辺の石垣は隅角部が欠損。破城に伴う痕跡の可能性がある。 ・石垣上に生えている樹木が石垣の崩壊を抑えている可能性がある。 ・樹木伐採による崩落の危険性と安全上の問題がある。	③
	搦手門	・喰違虎口である門側壁面の石垣は、基礎部を中心に当初の石垣が残存している。 ・一部後世の積み直しがみられる。	④
二の丸	大手門	・大手門跡両側の石垣は、南側石垣が構築時のもの、北側石垣が後世の積み直しと判断される。南側石垣の北東隅角は鈍角であり、初現的な算木積である。 ・南側石垣に残る樹根が遺構に影響を与えている可能性がある。 ・礎石などが未確認で、構造が不明である。	⑤
	東側 帯曲輪	・大手筋にあたる帯曲輪の東側斜面に部分的に石垣が確認できる。 ・石垣上には樹木が生えており、石垣が崩落する危険性がある。 ・城下以降る経路には樹形が形成されている可能性があるが、詳細は不明である。 ・後世の改変により、石垣基盤層がえがられている。	⑥
西の丸Ⅰ		・西側の石垣は高さ推定3 m、南側は5.6 mで二俣城跡最大の高さである。 ・南西の隅角部は崩落している部分や、擁壁や土砂に覆われている部分があり、本来の遺構の姿が分からない。 ・曲輪北側に石垣が存在する可能性があるが、未調査であり詳細は不明である。	⑦
南の丸Ⅰ		・西側の土塁に石垣がみられる。土砂や草木による埋没部分は、詳細不明である。 ・近年、南側の土塁が復旧された際に、石垣が復元された。 ・城郭として機能していた当時の石垣の姿をみることができない。	⑧

Tab.20 鳥羽山城跡の石垣の現状

遺構		現 状	Fig.63 Fig.65
本 丸	大手門	・大手門の南側は樹形になっている。門の礎石の可能性のある石材2個分が遺存する。南面する石垣には暗渠がみられ、南側に排水路が存在する。 ・大手門、大手橋形の石垣付近の樹木が遺構に影響を与えている可能性がある。	①
	東 門	・東門の開口部の石垣は、廃城以降の崩落と1950年代以降の公園整備に伴う積み直しによって、改変を受けている。東門の上部にかけられている木橋の設置に合わせて新しく石が積まれており、本来の遺構の姿が理解しにくい。 ・礎石の可能性のある石材が6箇所みられる。石の間隔から垣門の可能性があるが、木橋がかけられており、門の構造を現地で理解することが難しい。	②
	搦手門	・搦手門の両側に石垣が構築されている。規模、構造ともに大手門に匹敵することから、重要な遺構と考えられる。 ・隅角部に崩落がみられ、石が抜きとられた箇所も存在する。 ・礎石など未確認であり構造が不明である。	③
	鉢巻石垣	・西側土塁に総延長90mほどが遺存している。東門から大手にかけての鉢巻石垣は良好に遺存している。 ・東門から搦手門の間と大手門西側は遺構の痕跡が不明瞭なため、見学者が本質的価値を理解しにくい。 ・搦手門から続く北西隅と南西隅の石積は大きく失われ、破城に伴う痕跡の可能性が指摘されている。 ・石垣を覆っている樹木や草が、遺構に影響を与えている可能性がある。	④
	腰巻石垣	・本丸の南西隅を中心に数段程度遺存しているほかは、崩落が顕著である。 ・一部、積み直しがなされている可能性があるが、積み直し範囲は不明瞭である。 ・本丸西側北寄りから本丸北側にかけてと、南面部分は石垣が確認されていない。 ・遺構の痕跡が明瞭でない部分があるため、腰巻石垣の全体像が理解しにくい。 ・石垣を覆っている樹木や草が、遺構に影響を与えている可能性がある。	⑤
大手道		・大手道の北側と南側に石垣が遺存している。北側は遺存状態が比較的良好である一方、南側は遺存状態が悪い。崩壊が著しく新しい石積みに置き換わっている部分や、近くに樹木が生えている石垣が存在する。 ・石垣の崩落の危険性と安全上の問題が懸念される。 ・石垣が1m近く埋没しており、本来の遺構の姿を現地で理解することが難しい。	⑥
東の丸Ⅰ		・西端に大手門前の平坦面と区画する石垣が残存している。この石垣の上面は後世の積み直しであるが、下部は石垣構築時の石積みが残存しているとみられる。 ・地震等による石垣の崩落の危険性がある。	⑦
西の丸Ⅱ		・二段の平坦面を繋ぐ段差に石垣状の積み石がみられる。石垣と同一の石材を用いているが、積み方に乱れがあり、城郭に直接伴うものか不明瞭である。	⑧

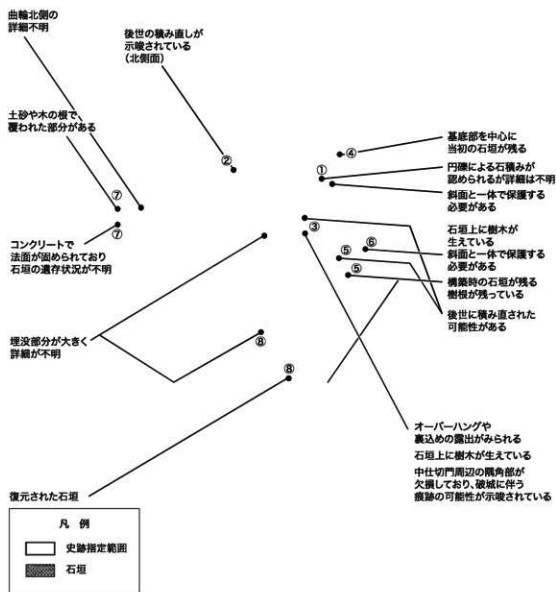


Fig.62 二侯城跡石垣現況図

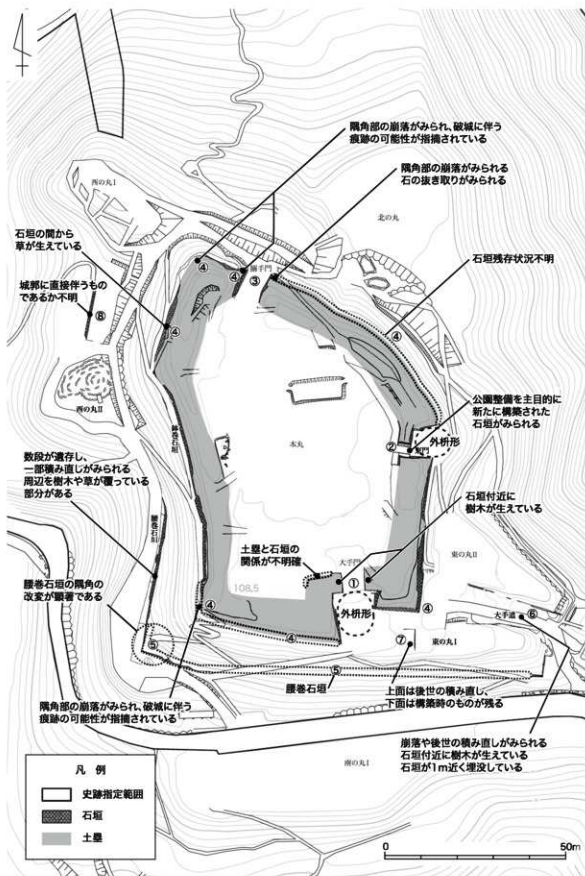


Fig.63 鳥羽山城跡石垣現況図

課題 以上の現状をふまえ、石垣の課題は次のとおり整理できる。

1) 石垣にかかわる計画的な調査研究

史跡内には、織豊期の石垣が残存する部分がある一方で、慶長5年(1600)以降に廃城となった際の破城の可能性を示す崩落した石垣や、これ以後の時代に積み直しが行われた部分もある。これらの位置や評価を明確にするための調査研究を行う必要がある。具体的には3次元情報をもったオルソ画像などによる石垣の記録、定点観測による石垣のはらみ出し等の経過観察、未確認の石垣の探求、石垣カルテの作成等が考えられる。

石垣が確認できる位置は、Fig.62、63のとおりである。今後は優先順位をつけた計画的な調査を行い、保存管理に資する情報を取得する必要がある。

2) 石垣の適切な保護

石垣上及び周辺に樹木や雑草が存在する遺構が存在するため、樹木の伐採や草刈り等を行いながら斜面の保護と一体的に適切な遺構の保存を行う必要がある。

3) 石垣の顕在化

後世における遺構の変更や樹木の繁茂、遺構の埋没によって、石垣本来の姿が確認できない部分がある。そのため、来訪者が城郭としての価値を理解できる保存管理を推進する必要がある。隅角部を中心に、破城に伴う痕跡の可能性が指摘されており、保護・顕在化の手法について検討する必要がある。

なお、公園整備を主目的に構築された石垣については、本質的価値の顕在化をさまたげていないか検討し、適切な整備を目指す。

4) 来訪者の安全確保

二侯城跡の本丸天守台や中仕切り門南側石垣など、崩落のおそれがある石垣については、危険箇所を調査し必要な補修や解体修理を慎重に検討する必要がある。来訪者に対しては、危険箇所の周知、安全な通路への誘導、立入禁止範囲の設定などの安全対策を行う必要がある。



天守台石垣 (2)

中仕切り門 (3)

大手筋の帯曲輪石垣 (6)

Fig.64 二侯城跡石垣現況写真



大手門石垣付近の樹木 (1)

東門 (2)

鉢巻石垣 (西側中央) (4)

Fig.65 鳥羽山城跡石垣現況写真

4 植栽・樹木

現 状 植栽・樹木に関する現状は次のとおりである。

- ・史跡内の樹木や植栽の分布、生育状況、遺構への影響などの現状把握が十分ではない。
- ・二侯城跡中仕切門や鳥羽山城大手道の石垣付近に生えているツツジ・カエデ等の樹根は、石垣や土塁遺構に影響を及ぼしている。
- ・石垣付近の樹根の一部は石垣を抱えて崩落を食い止めている可能性がある。
- ・樹木が斜面の崩落防止に役立っている一方で、城郭が機能していた当時の眺望や景観が損なわれ、城郭遺構の理解を妨げている。
- ・竹木等が繁茂し、立ち入りが難しい区域がある。
- ・公園内は定期的に草刈等が行われているが、雑草が繁茂する時期には園路や石垣などが覆い隠され、城郭見学の障害になっている。
- ・桜、アジサイ、紅葉などの植物が季節ごとの景観を形成し、市民に親しまれてきた。
- ・二侯城跡、鳥羽山城跡の本丸では、公園整備により曲輪内平坦面が芝張りされている。
- ・土塁上と土塁・石垣の裾に、カエデ・サクラ・アジサイ・ツツジ等が植栽されている。
- ・曲輪内の一部で、地元住民の寄付行為によりサクラの植栽が行われている。

課 題 以上の現状をふまえ、次のとおり課題を整理する。

- ・樹木や植栽の現状把握を行ったうえで、石垣の崩落等、遺構に影響を与えている樹木の取扱いをきめ細かく検討する必要がある。
- ・遺構の保存や城郭としての景観の保全のための樹木管理を検討する必要がある。
- ・見学や公開範囲の拡大のための支障となる竹木等の伐採を検討する必要がある。
- ・植生管理の方法とその頻度を検討する必要がある。
- ・長年の公園整備により樹木の植栽と修景、維持管理が行われてきた結果、公園としての景観が優勢になっており、城郭にふさわしい景観づくりのための手法を検討する必要がある。
- ・遺構を重点的に保護する区域や市民の憩いの場として植物を楽しむ区域を設定するなどして、メリハリのある植生管理を検討する必要がある。

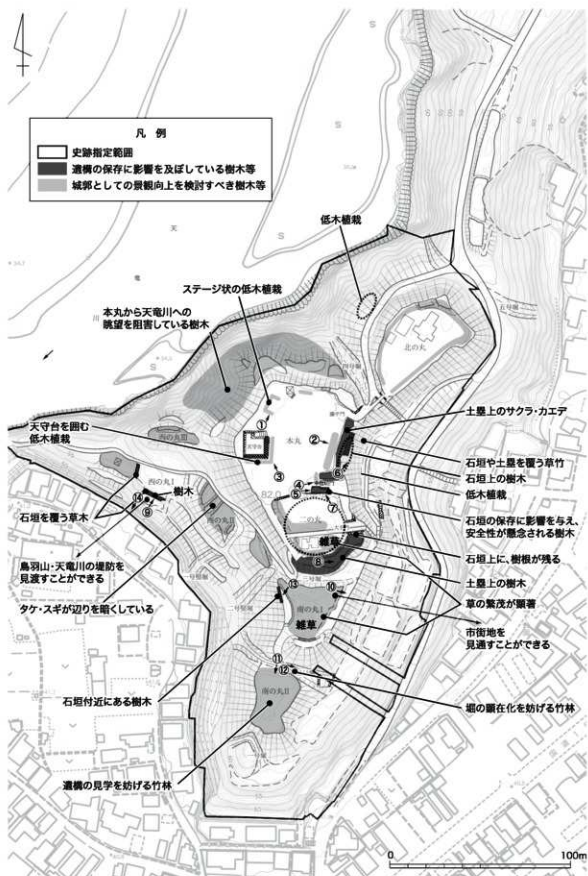


Fig.66 二侯城跡植栽現況図



ステージ状の低木植栽 (①)



本丸土塁上・手前のサクラとカエデ
(植栽されている) (②)



天守台まわりの植栽 (③)



中仕切門脇の土塁と植栽 (④)



中仕切門脇の巨木 (⑤)



本丸土塁上の樹木と、市街地への
眺望を阻害する樹木 (⑥)



石垣の保存に影響を与え、
安全性が懸念される樹木 (⑦)



二の丸土塁上の樹木 (⑧)



西の丸1石垣
樹木が生えている (⑨)



樹木が伐採され市街地への
眺望がひらける (⑩)



南の丸Ⅱに繁る竹林 (⑪)



堀の顕在化を妨げる竹林
(二号堀) (⑫)

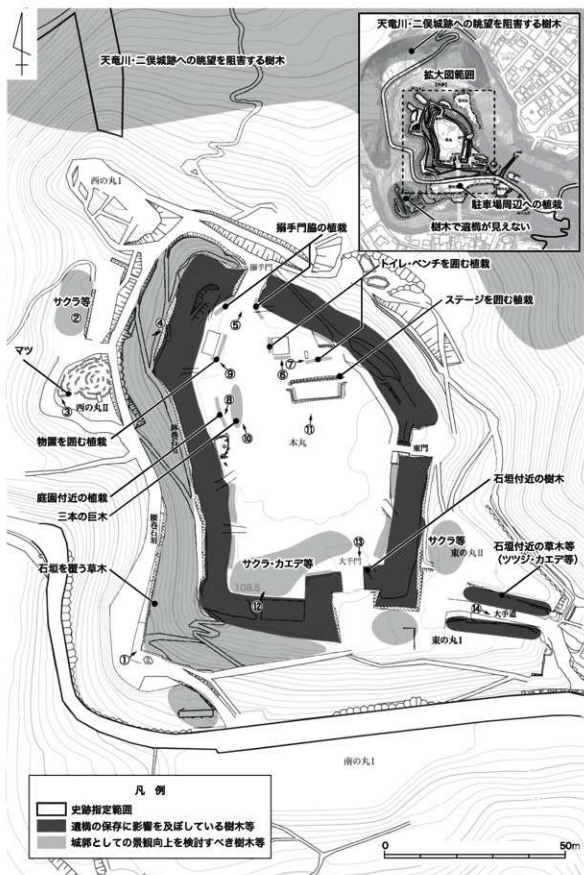


石垣付近に生えている樹木 (⑬)



鳥羽山・天竜川の堤防への眺望 (⑭)

Fig.67 二侯城跡植栽現況写真





石垣を覆う草木
(腰巻石垣) (①)



サクラ (②)



マツ (③)



石垣を覆う草木
(鉢巻石垣) (④)



搦手門脇の植栽 (⑤)



トイレを囲む植栽 (⑥)



ベンチを囲む植栽 (⑦)



庭園跡付近の植栽 (⑧)



物置を囲む植栽 (⑨)



三本の巨木 (⑩)



ステージを囲む植栽 (⑪)



植樹されたサクラ (⑫)



石垣付近の樹木 (⑬)



石垣付近の草木等 (⑭)

Fig.69 鳥羽山城跡植栽現況写真

5 建築物・工作物等

現 状 建築物・工作物等に関する現状は次のとおりである。

- ・史跡の中心部は都市公園として整備された経緯があり、トイレ、駐車場などの便益施設、電気設備、旧管理棟や物置などの管理施設、遊具等が存在する。その他、神社、鉄塔、石碑のほか個人の設置した工作物等が史跡内に存在する。
- ・史跡指定地内に設置された建築物や工作物は、城郭としての姿の顕在化や遺構の保護を阻害している可能性がある。

課 題 以上の現状をふまえ、課題は次のとおり整理できる。

- ・今後とも公園施設を適切に維持管理し、都市公園の機能を維持する必要がある。
- ・城跡が人々の集う場所として親しまれてきた経緯・背景に配慮しつつ、構造物ごとの取扱い方針を定めたうえで、整理を検討する必要がある。
- ・史跡指定地内に設置された建築物や工作物には、公共性が高いものや宗教色の強いものがあるため、取扱いには十分配慮する必要がある。
- ・個人が造営した工作物等については、所有者を確認し、適切な取扱い方針を定める必要がある。

Tab.21 二侯城跡及び鳥羽山城跡における建築物・工作物等

種別	事 例	
	二侯城跡	鳥羽山城跡
建築物等	城山稲荷神社（本殿・拝殿） 旭ヶ丘神社（本殿、拝殿、社務所、物置） トイレ、あずまや、信康石像物置屋、ソーラー管理施設	物置、展望台、トイレ、管理施設 旧管理棟（空家） 電源開発警備装置建物、車庫
工作物	擁壁、急傾斜地崩壊防止工事の擁壁・看板、電気設備（フラットライト、照明分電盤・電柱、スピーカー、屋外コンセント、照明等）、遊具、石段、手すり、トイレ浄化槽・橋（北の丸）、鳥居、手水鉢、富安風生先生石碑ほか（城山稲荷神社）石碑・焼却炉（旭ヶ丘神社）、物置、ソーラーパネル、墓石、地蔵	看板（史跡管理以外）、石碑、石壁、擬木欄干（本丸）、電気設備（分電盤、電柱） サイレン塔・警備装置回転灯 遊具（すべり台ほか）、石のモニュメント 鉄塔（多目的広場西、南の丸） 鳥獣保護区看板 国土交通省境界杭（国調）、道路脇の荷物 自動販売機、電話ボックス、貯水タンク
地下埋設物等	上水道管 電線等	
史跡の保存・整備・管理	車止め、標柱、看板 監視カメラ 遺構名称サイン・誘導サイン	車止め 遺構解説サイン・遺構名称サイン・総合案内サイン

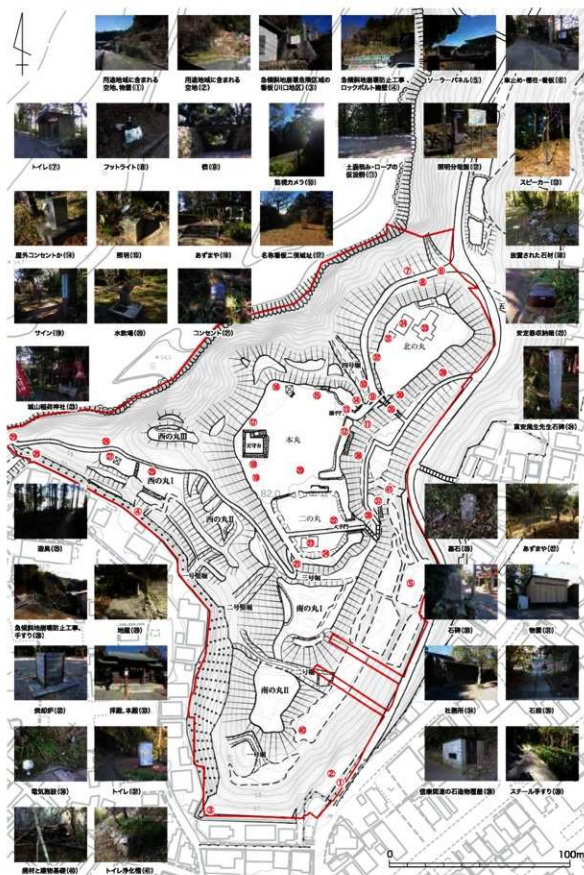


Fig.70 二俣城跡建築物・工作物等現況図

第2節 活用にかかわる現状と課題

1 史跡の公開

史跡指定地の主要部は、都市公園として一般に供用されており、常時見学可能で市民や来訪者が自由に訪れることができる。しかしながら、雑草による遺構の被覆や、樹木等による眺望の遮断によって遺構が顕在化されていない箇所のほか、重要な遺構の存在が推定されるが調査成果が十分でなく実態が明確でない区域も存在しており、史跡の有する価値について、史跡を訪れる人誰もが共有することができない状況にない。

(1) 地上に露出した遺構

二侯城跡及び鳥羽山城跡では、城郭遺跡の最も顕著な構成要素である石垣・堀・土塁等が多くみられる。

現 状 地上に露出した遺構に関する現状は次のとおりである。

- ・二侯城跡西の丸の石垣、南の丸等、鳥羽山城跡大手道の石垣（露出部分）は、草木の繁茂や腐葉土等の土砂の堆積により、地上露出の遺構のすべてが見学できない。
- ・とくに石垣については、二侯城跡中仕切門でオーバーハングがみられるように、草木の繁茂や経年変化による崩落の可能性を排除できない。

課 題 以上の現状をふまえると、課題は次のとおり整理できる。

- ・石垣・堀・土塁等の露出遺構をどこまで表示するか、見学動線とともに合わせて検討すべきである。
- ・見学可能な露出遺構についてどのように誘導したうえで、説明を加えるか、解説板の配置を含めたサイン計画の策定が急務である。

(2) 地下に埋蔵された遺構

過去の発掘調査において発見された重要遺構については、現状のままでは活用に資することが難しい。地下に埋もれた遺構のなかには、二侯城跡及び鳥羽山城跡の特徴を示すものもあり、現状のままでは活用面で課題がある。

現 状 地下に埋蔵された遺構に関する現状は次のとおりである。

- ・二侯城跡の本丸中仕切門の礎石や鳥羽山城跡大手道の石垣など、一部は埋没しており、現状では本来の規模や価値をうかがい知ることができない。

課 題 以上の現状をふまえると、課題は次のとおり整理できる。

- ・遺構の露出展示若しくは地上復元表示、建物の再現等の手法を選択することが可能かどうか、発掘調査による確認も含めて、さらなる調査研究が必要である。
- ・史跡内におけるサイン計画と連動して、遺構の解説板の内容について詳細な検討が必要である。

(3) 出土品

過去の発掘調査において出土した遺物は、遺跡の年代を推し量るうえでの基礎資料としての重要性のみならず、城域での人々の営みの実態を考察するうえでも重要な資料である。

現 状 出土品に関する現状は次のとおりである。

- ・発掘調査の出土品は浜松市が保管・管理をしている。史跡の直近にこれらを保管・収蔵、展示を常時行うことのできる施設がない。



Fig.72 内山真龍資料館

- ・出土遺物の活用にあたって環境の整った市内施設は、市博物館（中区親塚）や地域遺産センター（北区引佐町）等があるが、史跡現地と離れている。
- ・史跡の周辺には、秋野不矩美術館、内山真龍資料館、天竜壬生ホールなどの公共施設のほか、本田宗一郎ものづくり伝承館等、文化施設が豊富にある。

課題 以上の現状をふまえると、課題は次のとおり整理できる。

- ・出土遺物の公開計画若しくはガイドラインを定め、積極的・定期的な展示が求められる。
- ・遠隔地にある出土文化財展示機能を有した施設や、近隣の文化施設の有機的な連携をより強固とするための方策を検討する必要がある。

2 史跡における企画・イベントの開催

史跡の活用に対する端的な指標は、史跡を訪れる人々の数、すなわち交流人口である。史跡の交流人口を増加させるためには、史跡を活動の場として設定した企画やイベントを定期的に開催することが重要である。

現状 史跡における企画・イベントの開催についての現状は次のとおりである。

- ・発掘調査の現地説明会や見学会のほか、随時、出前講座等を行っている。
- ・平成30年（2018）11月に、二俣城跡及び鳥羽山城跡が国史跡に指定されたことを記念するシンポジウムが開催され、千田嘉博先生（奈良大学教授）記念講演、千田嘉博先生・山村亜希先生（京都大学大学院准教授）トークショーが行われ、417人の参加を得た。また、同年内山真龍資料館での特別展「北遠の城」を開催し、北遠に存在する城郭の現状を紹介した。
- ・地元で活動する天竜ふるさとガイドの会によって見学者へのガイド、地元の小学校への出前講座、散策会などが行われている。平成30年度（2018年度）はこれらの活動を46回行い、合計1,531人が参加した。
- ・小学校の授業で、城跡を活かしたまちづくりに関するワークショップを行っており、児童が地域について学習する場が設定されている。
- ・かつては遠足など学校の課外活動が行われていたが、近年では行われていない。
- ・鳥羽山城跡で桜まつりが行われていたが、近年開催場所が移転した。
- ・史跡指定により史跡を訪れる人が一時的に増えたが、長期的には減少傾向にある。

課題 以上の現状をふまえると、課題は次のとおり整理できる。

- ・史跡や公園としての活用ニーズを把握する必要がある。
- ・従来の企画・イベントの見直し等も含め、お城や歴史好きの人以外にも足を運んでもらえるような、効果的な企画やその開催手法について新たな検討が必要である。
- ・地元の関係団体との連携手法の具体的手法の検討が必要である。
- ・学校教育や生涯学習の各施策とのさらなる連携が求められる。

Tab.22 二侯城跡及び鳥羽山城跡関連イベント一覧

実施年月日	イベント名	参加人数
平成 21 年 (2009) 9 月 13 日	鳥羽山城跡発掘調査現地説明会	85 人
平成 23 年 (2011) 3 月 14 日	二侯城跡発掘調査現地説明会	68 人
平成 24 年 (2012) 11 月 20 日	二侯城跡発掘調査現地説明会	71 人
平成 26 年 (2014) 9 月 21 日	二侯城跡発掘調査現地説明会	270 人
平成 27 年 (2015) 10 月 18 日	二侯城跡発掘調査現地説明会	240 人
平成 30 年 (2018) 11 月 11 日	史跡指定記念見学会	150 人
平成 30 年 (2018) 11 月 11 日	史跡指定記念シンポジウム	417 人

3 景観・眺望の活用

二侯は街道が交錯する陸上交通の要衝であり、天竜川を用いた河川交通の結節点でもあったことから、政治的にも軍事的にも重要視されてきた歴史的経緯がある。このような交通の要衝としての地域的特性は、二侯城跡及び鳥羽山城跡から周囲の森林河川や街並みへの眺望、さらに周囲から二侯城跡及び鳥羽山城跡への眺望、という両者の眺望の良さからも読みとれる。

また、かつては城下町として、あるいは川湊（船着場）として繁栄したという街並みは、近代化に伴う道路の拡幅やエネルギー資源の電力化等に影響を受け、一部は往時の姿を失いつつある。それでもかつての面影を残す有形文化財として国登録された住宅や蔵などが各所にみられ、部分的ではあるものの狭い路地や食い違いの交差点、間口が狭く奥行き長い屋敷地など古い地割を残している。これらは良好な歴史的市街地の景観を示すものである。さらに二侯城跡及び鳥羽山城跡が立地する細長い独立的な丘陵は、急傾斜地への対策工事による一部の地形改変を除けば、継続的に地域住民から親しまれてきた良好な里山の景観が残されている。

現状 景観と眺望の活用についての現状は次のとおりである。

- ・森林と河川に囲まれた史跡は、史跡から周辺へあるいは周辺から史跡へ、いずれの眺望も良い。
- ・史跡に近接する街並みに、歴史的に良好な市街地の景観が残され、文化財が集積している。
- ・史跡の立地する丘陵は、自然がよく保全され、良好な里山の景観が残されている。
- ・史跡の周辺に樹木が生い茂って眺望が遮断され、史跡立地の特性が分かりにくい。
- ・史跡を理解するうえで欠かせない城下町や川湊である市街地においては、電柱電線や広告看板等によって、歴史的に良好な市街地の景観を一部損なっている。
- ・史跡やその見学動線箇所において草木の繁茂が著しいところがあり景観を阻害している。
- ・二侯のまちが二侯城の城下町であるという認知・周知が不足している。

課題 以上の現状をふまえると、課題は次のとおり整理できる。

- ・史跡及びその周辺の樹木管理について、地域住民や地権者と緊密な連携を図る必要がある。
- ・眺望を遮る樹木の伐採・剪定を行う必要がある。
- ・史跡の活用に連動し、良好な市街地景観保全のため、都市計画部局との連携を検討する必要がある。
- ・草刈りやゴミ拾いなど維持管理における行政・地域住民間の役割分担の整理が必要である。
- ・二侯城の城下町と城郭が一体であることを広く周知する方策の検討が必要である。

4 アクセス

史跡の活用において、見学者が史跡にどのようにして辿り着くのか、すなわち交通アクセスの問題を解決することは欠かせない事項である。

現 状 二俣城跡及び鳥羽山城跡への交通アクセスに関する現状は次のとおりである。

- ・史跡は城跡であるため、急峻な地形に立地している。
- ・天竜浜名湖鉄道が1時間に1～2本運行しており、掛川方面と新所原方面に連絡している。
- ・バス路線によって、「磐田天竜線」がJR 東海道本線磐田駅と、「北遠本線」が遠州鉄道・天竜浜名湖鉄道西鹿島駅と連絡している。西鹿島駅からは、鉄道又はバスの乗り換えでJR 東海道本線浜松駅へ至る。
- ・JR 東海道本線からの乗換えが複雑であり、公共交通機関で遠隔地からの見学者を誘導しにくい。
- ・二俣地区には、天竜浜名湖鉄道天竜二俣駅等の主要な公共施設に無料駐車場が設置されている。
- ・二俣城跡においては、北の丸の北側指定地外に、総合案内板とともに駐車スペースがある。
- ・二俣城跡の駐車場へのアクセス道路は、狭いので勾配がきつ、大型バスの乗入ができない。
- ・鳥羽山城跡においては、史跡指定前に南の丸1曲輪に都市公園駐車場が整備されている。
- ・鳥羽山城跡の駐車場へのアクセス道路は、民地の樹木の枝によって大型バスが進入しにくい。

課 題 以上の現状をふまえると、課題は次のとおり整理できる。

- ・史跡の立地上の特徴ゆえに、足が不自由な見学者や高齢者に対する配慮が必要であり、ユニバーサルデザインに対する基本的な考え方を整理しておく必要がある。
- ・アクセス道路の整備など建設関係部局との施策の連携に関する検討が必要である。
- ・公共交通機関や駐車場を効果的に活用した誘客の検討が必要である。

5 情報発信

二俣城跡及び鳥羽山城跡ではこれまで調査研究によって、その歴史的価値が次々と明らかとなっており、同時に学界における調査研究も日進月歩の進展をみせており、これらの調査研究成果は、その情報の被提供者の状況も十分にふまえながら、その都度効果的に配信する必要がある。

現 状 史跡や関連する文化財等の情報発信・公開の現状は次のとおりである。

- ・現地説明会の開催や調査報告書・広報等の刊行により、広く一般公開している。
- ・散策マップの配布や看板の設置等の情報発信を行っている。
- ・二俣地区で開催されるイベント・企画は、チラシやウェブサイト等を通じて発信してきた。
- ・多様な年齢層に向けた情報発信が不十分である。
- ・情報発信は行政から市民への一方向に偏る傾向にある。

課 題 以上の現状をふまえると、課題は次のとおり整理できる。

- ・これまで効果的に達成してきた情報発信を継続的に行うための体制整備が必要である。
- ・行政・市民（地域）間に双方向的な体制を確立させ、持続可能な情報発信を検討する必要がある。
- ・SNSやウェブサイト等を効果的に利用することが必要である。
- ・多世代対応を目指し、特定の媒体に頼らない情報発信のあり方を検討する必要がある。

6 広域的な連携・観光事業との連携

史跡の価値や魅力を一層高め、訪れる人誰もがその価値や魅力を共有し、その高められた価値や魅力に気付くことで史跡に対する市民の愛着や誇りを醸成させることは、活用の側面だけでなく、保存管理の側面からも必要なことである。

史跡の価値は、史跡それ自体の調査研究を深めていくことで高められる側面があることはいうに及ばず、関連する文化財や歴史遺産との相関関係を把握し、そこにストーリー性を位置づけることによって、また、そうした新たな魅力の発見によって生まれる交流人口の増加や人々の関心によって、付带的に史跡の価値を高めていく効果が期待される。

ここでは、周辺地域との連携やより広域的な連携に関する現状と課題を整理するとともに、そうした連携による活用と密接にかかわる観光事業との連携についても合わせて整理する。

(1) 二俣地区との連携

二俣のまちには、中世以前を起源とする古い街道の痕跡の一部や、かつての繁栄を示す蔵や看板建築などの建造物、祭礼が残る。また、国登録有形文化財の天竜浜名湖鉄道施設やヤマケの蔵等、魅力的な資源も数多く残されている。当該地区の二俣城跡及び鳥羽山城跡の城下町として形成され、発展してきた歴史的経緯をふまえて、連携活用の現状と課題を次のとおり整理する。

現 状 連携活用における現状は次のとおりである。

- ・文化財としての指定に至らない文化財や歴史文化資源について、浜松地域遺産認定制度（通称：認定文化財制度）による文化財認定の取組みを進めている。
- ・官民協働による散策マップの作成や看板の設置を行っている。
- ・Ｉターン等の移住により、街なかで新たな事業を起こす若い世代がいる。
- ・地域づくりに積極的に取り組む民間団体の組織化が進んでいる。
- ・秋野不矩美術館、内山真龍記念館、本田宗一郎ものづくり伝承館等の文化施設が多く、潜在的な魅力を抽出することができる。
- ・担い手の高齢化や建物の経年変化によって、歴史的建造物の維持が危ぶまれている。

課 題 以上の現状をふまえると、課題は次のとおり整理できる。

- ・いわゆる認定文化財制度は、事業蓄積が浅く、今後PDCAサイクルによる分析が必要である。
- ・官民協働によって作成した散策マップの見学者への周知方法について検討の余地がある。
- ・ストーリー性を持たせた新しいハイキングコース等の検討の余地がある。
- ・史跡と二俣の街なかの資源を効果的に組み合わせた活用を目指し、観光担当部局や民間の観光関連団体等との施策の連携が必要である。

(2) 広域的な連携

これまでの調査で、二俣城跡及び鳥羽山城跡の両城は別城一郭と呼ばれる特徴を持つことや、戦国期から織豊期にかけての城郭の変遷を伝える遺構が残ることが判明している。徳川家康や堀尾吉晴が関与した二俣城跡及び鳥羽山城跡の歴史的価値を理解するためには、本城である浜松城や、二俣城の前身である笹岡城等を含めた市内の城館遺跡等のほか、全国各地に残る徳川家康や堀尾吉晴に関係した城郭遺跡等との連携した活用が重要である。

現状 広域的な連携における現状は次のとおりである。

- ・浜松城公園の整備、文化財としての調査研究も近年進展している。
- ・「堀尾吉晴共同研究会」（松江市、安来市、愛知県大口町）等が組織され、広域連携の下地がある。

課題 以上の現状をふまえると、課題は次のとおり整理できる。

- ・文化財関係事業及び観光関係事業としての施策の位置づけが必要である。
- ・広域連携を行うための体制整備については、関係自治体だけでなく、地元マスメディアの各媒体や公共交通の関係機関、旅行運営会社等の民間事業との連携も視野に入れて検討する必要がある。

第3節 整備にかかわる現状と課題

1 史跡及びその周辺

史跡の整備は、保存管理を担保し、活用の多面的な展開が可能であるようにしなければならず、保存管理、活用、整備は三位一体のものとして捉えられ、計画されなければならない。

現状 史跡及びその周辺における現状は次のとおりである。

- ・史跡指定地内の利用形態は定められていない。
- ・史跡指定地の一部が都市公園として使用されている。
- ・史跡指定地の一部に民有地が混在し、公開・活用が行われていない部分も存在する。
- ・史跡指定地内外ともに、様々な団体によりサインが設置され、設置時期やデザインが不統一である。
- ・史跡内は公園として動線整備が行われている。
- ・史跡までのアクセスとしては、車又は公共交通機関と徒歩が想定されている。
- ・車椅子利用者や高齢者等の見学に対する配慮が不十分である。

課題 以上の現状をふまえると、課題は次のとおり整理できる。

- ・広大な史跡の各部について、遺構の現状や特徴に合わせた保存管理や利用形態を定める必要がある。
- ・既存の看板類やサインを含め、史跡内にとどまらず広域のかつ計画的なサイン整備が必要である。
- ・史跡内においては見学動線と管理用動線、史跡周辺においてはアクセス動線と周辺資源との連携動線をそれぞれ定める必要がある。
- ・本書で示した区域区分のゾーニングにしたがって、サイン計画、動線計画などを策定し、計画的な整備を行う必要がある。
- ・すべての人にやさしい整備を目指す必要がある。

2 遺構

史跡において現存する遺構は、史跡の価値を最も顕著に表す重要な要素であり、訪れる人誰もが気軽にその価値を理解できるように、そして市民がこれに愛着を持ち、後世へ継承する機運を高められるように、分かりやすく端的に表現されなければならない。

現状 遺構の現状は次のとおりである。

- ・石垣においては崩落の危険性を排除できない箇所がある。
- ・曲輪や堀に竹木が繁茂している部分がある。
- ・史跡の樹木根が遺構を破壊する恐れがある。

- ・石垣、城内通路、大手道、門の基礎、枡形などにおいて、その価値が明らかとなった遺構の一部は、埋没した状態にある。
- ・未調査箇所があり、遺構の全容が把握しきれていない。
- ・石垣は城郭が機能していた時期の石垣、後世に積み直しが行われた部分、破綻の痕跡と考えられる部分が明確に区分できていないため、適切な整備手法が選定できない。

課 題 以上の現状をふまえると、課題は次のとおり整理できる。

- ・適切な遺構修復計画の策定が必要である。とりわけ石垣については、見学者の安全確保のための検討が必要である。
- ・見学者の安全確保と遺構の顕在化を妨げている樹木の除去が必要である。
- ・史跡内の樹木管理計画を策定して、木根が遺構に与える影響を精査し、伐採、枝払いなどの具体的手法の選定を行う必要がある。
- ・遺構表現計画を策定して、遺構の保存状態（露出・埋蔵）をふまえ、その展示形態等の具体的手法について検討し、遺構の価値を顕在化させる必要がある。表現手法の例としては、露出展示、直上での復元表示展示、再現建造物による展示、解説板等でのパネル展示等が考えられる。
- ・指定地外も含め、未だ詳らかにならない遺構群についての詳細な確認調査が必要である。同時に発掘調査はもちろんのこと、あらゆる科学的手法を用いた調査方法の検討が必要である。

3 公園施設・管理施設

史跡指定地の主要部は、すでに都市公園として整備が施されている。これらの一部は、今後史跡の活用において重要な役割を果たしているとともに、都市公園として市民に親しまれてきたという近現代における歴史の重層性を示している。他方で、公園整備された施設の中には、老朽化した看板類や遊具などもあり、柔軟な対応、整備手法のあり方を検討することが必要である。

既存施設の多くは都市公園整備に伴って設置された施設であるため、史跡の管理に必要な史跡標識、史跡説明板、境界標、囲いその他、及びこれらに関連する施設の整備は不十分である。そこで、史跡の価値との整合・調和を取りながら、多くの見学者に足を運んでもらえるような魅力増進のために、これら施設の必要性や今後のあり方を検討したうえで、適正な取扱方針を決定する必要がある。さらに、高齢者や障害者、学校の遠足や観光客等の利便性に配慮した施設整備が求められている。

(1) 園 路

現 状 園路の現状は次のとおりである。

- ・史跡指定地に公園整備による園路が設置されているが、本来の城内通路と異なるルートである。
- ・表層仕上げ、階段やスロープの配置など、ユニバーサルデザインに配慮した設計ではない箇所がある。

課 題 以上の現状をふまえると、課題は次のとおり整理できる。

- ・全体計画の動線計画と連動させ、史跡の価値を見学者が体感できる動線計画が必要である。
- ・手すりや階段、スロープなど関連する施設は、その有無や配置等、具体的に検討する必要がある。
- ・来訪者の年齢層等を想定し、ニーズに合った整備手法となるよう、基本的な考え方の整理が必要。

(2) 案内板・解説板

現状 案内板と解説板の現状は次のとおりである。

- ・来訪者に対する案内板や解説板は、設置箇所や内容等の把握が十分できていない。
- ・円滑な見学や、危険箇所や保存上必要な注意喚起等を促すサインが不足している。
- ・設置時期・設置者の異なる様々なデザインのものが多数存在し、一部に劣化がみられる。

課題 以上の現状をふまえると、課題は次のとおり整理できる。

- ・全体計画でのサイン計画と連動させ、見学者の利便性と安全性に配慮したサイン配置と整理が必要である。
- ・デザインや表記の統一は、年次計画的に順次統一を図るよう検討する必要がある。

(3) ガイダンス施設

現状 ガイダンス施設の現状は次のとおりである。

- ・二侯城跡、烏羽山城跡の両城ともに、駐車場付近に案内看板や誘導看板等が設置されているが、史跡の見学の起点となり、適切な情報を入手できるガイダンス機能がない。
- ・天竜二侯駅の観光協会事務所で史跡のマップや情報を手に入れることができるが、史跡の周辺に情報を手に入れられる場所がない。
- ・天竜区内で、日常的に史跡の展示や出土品の見学ができる施設がない。内山真龍資料館に展示室が存在するが、史跡専用の展示施設ではない。

課題 以上の現状をふまえると、課題は次のとおり整理できる。

- ・来訪者をどのように誘導して、史跡の価値を学んでもらえるのか、二侯城跡・烏羽山城跡に求められるガイダンス機能の基本的な考え方を整理し、具体的な設置手法や規模、位置などを検討する必要がある。
- ・独立したガイダンス施設ではなく、天竜区役所のロビーや市民協働センターなど、既存の公共施設の有効活用や、屋根のついた総合案内看板などによる簡易なガイダンス機能の設置を含めて、検討が必要である。

(4) 駐車場

現状 駐車場の現状は次のとおりである。

- ・二侯城跡には、北の丸の北側指定地外に、総合案内板とともに駐車スペースがある。
- ・烏羽山城跡には、史跡指定前に南の丸1及び西側の曲輪に曲輪跡の平場を利用して、都市公園の駐車場が整備されている。

課題 以上の現状をふまえると、課題は次のとおり整理できる。

- ・二侯の市街地に、史跡見学者のための大型バス等駐車場スペースの確保検討が必要である。
- ・二侯城跡の駐車場は、比較的小規模であるため駐車台数が限られる。また、駐車場に大型バスが進入できないため、団体客等の見学時の誘導方法は、具体的手法を検討する必要がある。
- ・烏羽山城跡の駐車場は、大型バスの乗入が可能だが、アクセス道路脇の指定地外民地の樹木の枝がバスを遮り、進入しにくい。
- ・史跡指定地内の駐車場については、地下遺構の保存に配慮する必要がある。

4 その他構造物

史跡指定地内には、神社などの宗教施設、鉄塔・電柱などの公共公益施設、個人の工作物、その他石碑等が存在する。これらの構造物は、廃城後に城跡として市民に親しまれてきた歴史的経緯を示すものであり、取扱いには十分配慮しなければならない。

現 状 その他構造物の現状は次のとおりである。

- ・近現代における歴史の重層性を示す神社や石碑等の構造物がある。
- ・現在使用されていない旧管理棟が存在する。

課 題 以上の現状をふまえると、課題は次のとおり整理できる。

- ・これらの構造物と史跡との当面共存可能な具体的手法を検討していく必要がある。
- ・構造物のなかには、設置者や管理者が把握できないものもある。
- ・今後利活用の有無を含めて詳細に検討し、リノベーション若しくは解体撤去等の具体的手法を検討しながら、適切に対応する必要がある。



旭ヶ丘神社 拝殿、本殿



信康関連の石造物覆屋



地蔵



富安風生先生石碑



墓石



石碑

Fig.73 二俣城跡その他構造物現況写真



旧管理棟



石碑



石碑と石塁



電柱



遊具とサイレン



すべり台

Fig.74 鳥羽山城跡その他構造物現況写真

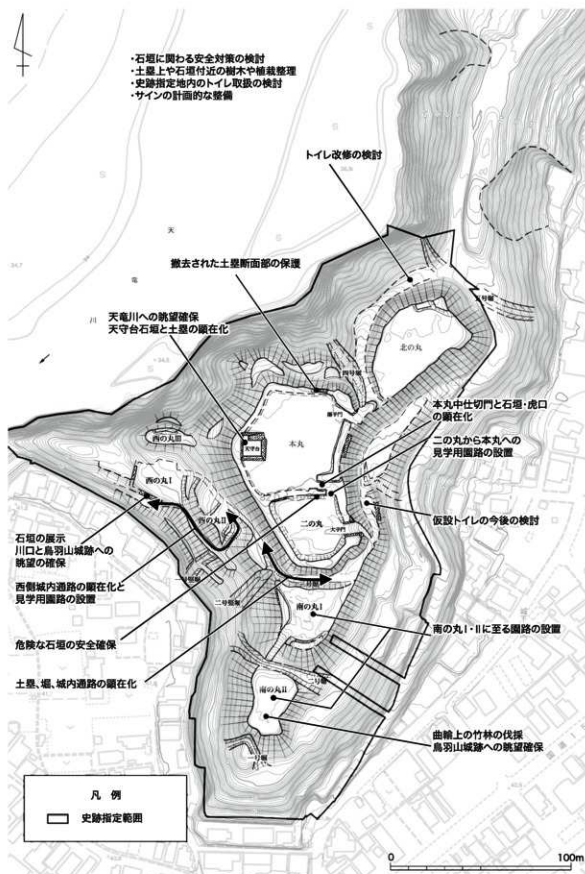


Fig.75 二侯城跡整備の課題図

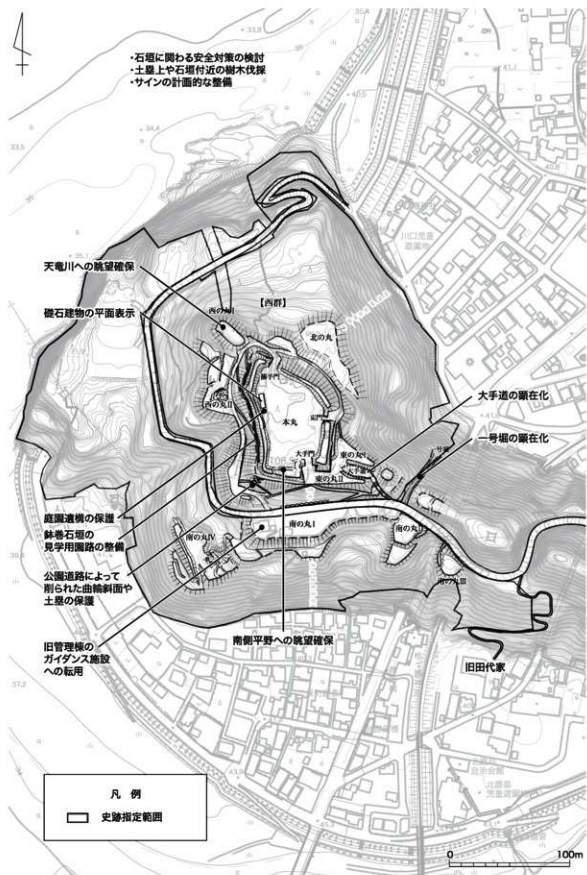


Fig.76 鳥羽山城跡整備の課題図

第4節 運営及び体制整備にかかわる現状と課題

史跡の価値を後世に継承していくにあたって、適切な保存・活用・整備を推進していくための体制整備を行う必要がある。

現 状 運営及び体制整備にかかわる現状は次のとおりである。

- ・史跡の保存・活用・整備については、文化財課が主体となって進めている。
- ・史跡指定地の中心部は、浜松市公園課（公園管理事務所）が管理している。
- ・史跡の草刈り・伐採等は、市が委託した業者に加え、公園愛護会、地元ボランティアによって行われている。
- ・草刈りが実施されていない場所がある。
- ・草刈は、史跡の顕在化というよりも、主に公園管理的な視点で行われている。
- ・新たに公園愛護会で維持管理をする場合、その範囲において行い得る行為は草刈り・清掃のみであり、樹木の伐採等は行うことができない。
- ・文化庁や静岡県文化・観光部の担当者と協議を行うほか、浜松市が設置した「二俣城跡及び鳥羽山城跡保存活用検討会」の会議の場で、史跡の保存活用計画策定のための検討を行っている。
- ・浜松市は、官民協働の活動を行うことで二俣地域の再生及び活性化に寄与することを目的として、二俣未来まちづくり協議会を設置している。
- ・地域で活動する団体の高齢化による後継者不足が指摘されている。
- ・二俣城跡には、市有地であるが公園管理地域となっていない土地（南の丸Ⅰ）が存在し、暫定的に公園管理事務所の所管となっている。
- ・公園愛護会は二俣城跡（城山公園）にのみ存在する。
- ・鳥羽山公園内の公衆用道路は浜松市天竜土木整備事務所が管理している。
- ・公園管理地域外の市有地は、樹木が生い茂り、管理が不十分な土地も存在する。

課 題 以上の現状をふまえ、次のとおり課題を整理する。

- ・史跡として適切な草刈りや、樹木管理の方法を検討する必要がある。
- ・公園愛護会や地元ボランティアが維持管理を行っている土地のうち、急傾斜地等、作業を行ううえで危険な箇所が存在する。
- ・草刈りや維持管理などの実施主体を整理したうえで、役割分担を明確にする必要がある。
- ・草刈り未実施部分について、その範囲や役割分担を試行しながら、最適な管理方法の模索が必要である。
- ・市内での円滑な意思疎通と情報共有を図り、関係する部署間の連携をさらに強化する必要がある。
- ・今後も二俣城跡及び鳥羽山城跡保存活用検討会等を継続して開催し、専門的見地からの指導・助言を事業に反映していく必要がある。
- ・史跡の保存・活用・整備に関する活動は多岐に渡るため、官民協働による活動を継続する必要がある。
- ・史跡の保存・活用・整備の担い手になる人材の確保と育成及び体制整備についての検討が必要である。

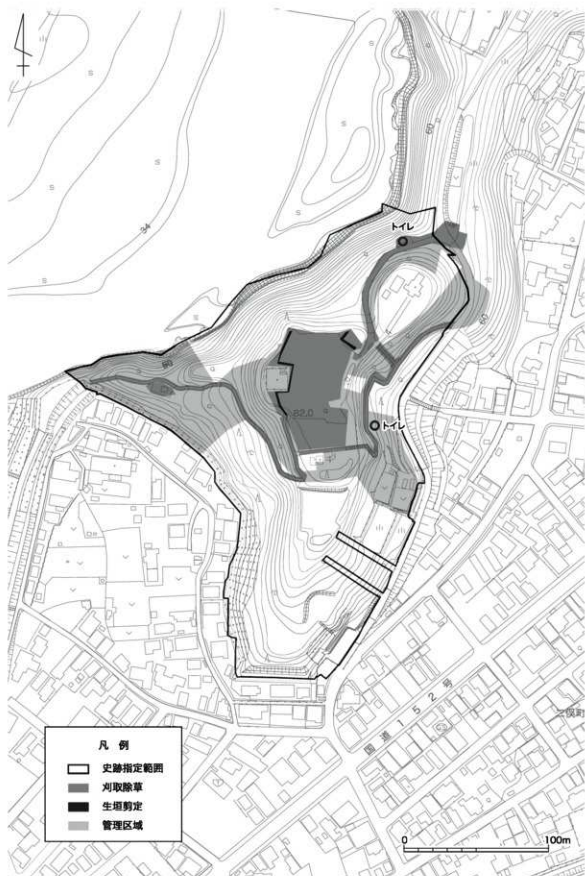


Fig.77 城山公園の管理範囲図（二俣城跡）

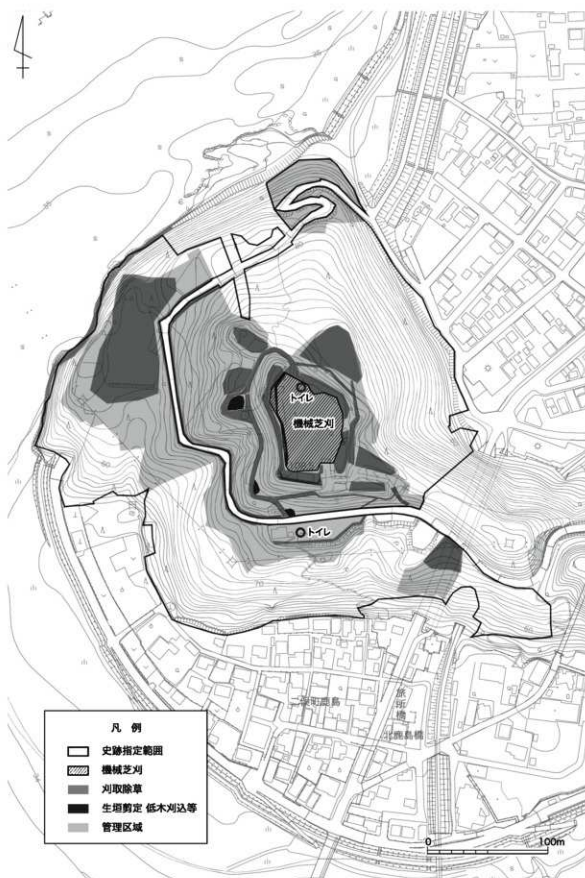


Fig.78 鳥羽山公園の管理範囲図(鳥羽山城跡)

第5章 保存活用の基本方針

第1節 史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡が目指す姿

史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡には戦国期から織豊期に機能した遺構群が展開している。両城にみられる特徴は、土づくりによる戦国期の城から、石垣をもつ織豊系城郭への推移を示すものであり、我が国の城郭の変遷をたどるうえで重要な情報を伝えている。二俣城跡にみられる戦国期の遺構群は、堀や土塁で囲まれた曲輪群が中心であり、徳川氏と武田氏の攻防戦を経験した軍事施設の実態を知ることができる。つづく織豊期には、両城は堀尾氏によって改修され、石垣を備えた織豊系城郭としてその様相が一変した。二俣城は軍事拠点としての機能を高めていくことに対し、鳥羽山城は居館としての機能を有している。500 mという至近距離において機能分化した二つの城郭が並ぶさまは二俣城跡及び鳥羽山城跡を特徴づける重要な要素である。

こうした要素は、両城跡の本質的価値を示すものといえるが、すでに第3章で触れたとおり、本質的価値とその理解を助ける主要な特徴は時代の重層性と地域的な広がりをもつ。両城が築かれた前提といえる立地の特性や、廃城後の履歴等を含め「史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡をめぐる価値の総体」として提示した(71頁)。

二俣城跡及び鳥羽山城跡は戦国期から織豊期にかけての城郭の発達過程を示す貴重な史跡であり、現在に至るまで市民に親しまれてきた歴史的経緯を持つ。また、天竜奥三河国定公園の一部として、自然景観を楽しむ場として活用されてきた。とくに、両城跡は現在、都市公園として使用されており、その機能を果たすことも期待されている。保存活用にあたっては、両城の立地の特性や現在までに歩んだ経緯をふまえた歴史の重層性が体感できるような「史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡をめぐる価値の総体」に配慮するとともに、城跡の本質的価値を確実に保護し、その魅力を伝える必要がある。

以下、史跡の目指す姿を示す。

史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡が目指す姿

2つの城の価値を未来に向けて確実に継承するとともに、歴史の重層性を感じながら、城郭の推移と特徴が理解できる姿を目指す。

第2節 基本方針

二俣城跡及び鳥羽山城跡が目指す姿を具現化するために、本計画がかかわる諸事業の基本方針は次のとおりである。

調査研究は適切な保存活用事業推進の根幹と位置づける。二俣城跡及び鳥羽山城跡には未発掘の範囲が多く、今後の新たな価値づけにも繋がるものと期待できる。また、両城跡の発掘調査のほかにも、二俣地区の砦跡や織豊期の本城である浜松城など関連する城跡群の調査研究も重要である。また、活用や整備とも関連して、二俣地区にかかわる原始古代から現代にかかわる歴史文化遺産の調査研究や、動植物にかかわる調査も必要である。

保存については、天竜奥三河国定公園に一部定められている自然環境との調和をはかり両城の本質的価値とした戦国期から織豊期の城郭遺構を将来にわたり継承できるように最大限留意する。両城をめぐる価値の総体については、それぞれの要素の意義づけをしたのちに選択的な保存を検討する。

活用については自然環境とのかかわりをふまえ、史跡の重要性を活かした諸事業を行う。重層的な歴史文化遺産や空間的な広がり意識し、ストーリー性をもった構成資産の提示など、二俣のまちづくりと一体となった活用を検討する。また、企画・イベントの充実や地域の城跡群の情報を伝えるネットワークの構築なども考慮する。

整備については、両城をめぐる価値の総体に配慮しながら、都市公園としての機能を維持するとともに戦国期から織豊期の城跡の本質的価値の顕在化をめざす。自然環境との調和性を意識するなど、来訪者が快適に過ごせる環境づくりに配慮する。あわせて、発掘調査で確認した遺構の表示や、植栽管理や園路整備といった整備を検討する。

運営体制については、史跡の効果的な保存活用に向け、継続的な調査研究を続けるとともに、地元の多様な団体との連携をはかり、効果的な事業展開を実施するための体制構築を目指す。

基本方針	
調査研究	今後の適切な保存活用をはかるため、二俣城跡及び鳥羽山城跡にかかわる着実な調査研究を継続する。
保存	城跡の本質的価値を確実に継承することを前提とし、周辺環境との調和を図りながら、史跡全体の保存管理に努める。
活用	城跡の本質的価値を分かりやすく伝えとともに、両城をめぐる歴史の重層性に注目し、二俣のまちをはじめとした関連する歴史文化資源と一体となった活用を行う。
整備	都市公園としての機能と自然学習や市民憩いの場としての価値に留意しつつ、戦国期から織豊期に機能した山城の姿を顕在化させる。
運営体制	保存活用事業を効果的に進めるために、多様な団体と連携をはかる運営体制を構築する。

第6章 史跡の保存管理

第1節 保存管理の方向性

1 継続的な調査研究と恒久的な重要遺構・遺物の保存

城跡の調査研究を継続し遺構・遺物を確実に保存することによって、恒久的な重要遺構・遺物の保存に努める。とくに、次の項目について重点的に取り組む。

- ・城跡を構成する遺構・遺物について十分な調査研究を進め、城跡の持つ価値を明らかにするとともに、二俣城跡及び鳥羽山城跡を構成する諸要素について適切な保存管理に努める。
- ・史跡を将来にわたって継承するため、市民と協働で保存管理を行いうる仕組みや体制を構築する。

2 円滑な指定地の管理

周辺環境との調和を図りながら、指定地内の二俣城跡及び鳥羽山城跡特有の要素について、円滑な保存管理を行う。とくに、次の項目について重点的に取り組む。

- ・土地所有者との合意形成や、関係機関と連携を綿密に行い、重要遺構の適切な保存管理を進める。
- ・史跡指定地内の各地区における特性や立地条件を考慮しながら、それぞれに応じた保存管理方法を提示する。

3 史跡の構成要素に関する基本的考え方

第3章において分類した「価値の総体」にかかわる史跡の構成要素（72頁Tab.16参照）について、基本的な保存管理の考え方を示す。

（1）城跡の本質的価値を構成・継承する要素

本史跡の本質的価値は、戦国期から織豊期に構築され今日に至る城郭遺構（土の城、石の城）にある。これら城郭遺構の堀、土塁、曲輪、石垣等のほか、遺構と同時代の出土品、城郭の立地する地形そのものを、城跡の本質的価値を構成する要素（Ⅰ）に位置づける。また積み直された石垣など、江戸時代以降に形成された城跡関連遺構についても本質的価値を継承する要素（Ⅱ）として位置づける。

史跡の本質的価値を顕在化し、その価値を将来にわたって継承するため、これら要素に関する調査を継続的にを行い、確実に保存し、持続的な管理を行う。

（2）その他の要素

史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡には、近世以降に設置された神社や、石碑など地域の歴史を示す建築物、工作物のほか、公園施設、中部電力の鉄塔、個人所有地にある塀等の構造物が存在する。これらは、城跡の本質的価値を構成・継承する要素には該当しないが、今日に至る城跡の土地利用の履歴を示すものであり、史跡におけるその他の要素（Ⅲ）に分類される。

これらは、城跡の本質的価値を有する要素の保存・活用を優先して取扱いを検討し、史跡の理解や利

用の増進等に資する便益施設等については、適切に維持管理をはかる。

一方、城跡の本質的価値の理解や伝達を妨げる構造物や植栽などについては、今後の利用価値等を個別に吟味し、撤去や、史跡の機能や景観を損なわない位置への移設、統合等を検討する。とくに、重要遺構が存在する中心部分については、積極的な整理を検討する。

また、高圧線鉄塔や神社、個人所有地にある塀等の構造物については、城跡の本質的価値を顕在化させるという観点に即せば整理が望ましい。ただし、現在の市民生活や所有者の権利に密接にかかわるものであり、短期的には現状維持を基本とする。

(3) 史跡の周辺環境を構成する要素

史跡をとりまく二俣や鹿島の市街地、二俣川の旧流路や天竜川・秋葉街道は、史跡指定地外であるが、二俣城跡及び鳥羽山城跡の立地や歴史を理解するうえで重要な要素であることから、史跡の周辺環境を構成する要素に位置づける。これらの要素は広範囲に存在することから都市計画法、景観法、屋外広告物法など既存の法適用や計画を適切に運用し、史跡と一体的に景観や環境の維持・向上を図る。

第2節 保存管理の区域区分と具体的な手法

1 区域区分の概要

二俣城跡及び鳥羽山城跡には、史跡指定範囲内外にわたって重要遺構の有無、既存施設の有無、傾斜地など地形の特徴、土地所有状況など、保存管理上の様々な条件が存在する。そこでこれらの特徴に合わせて適切な保存管理を行うため、史跡指定地及びその周辺環境を形成する区域を、111頁の「Tab.23 区域区分図の説明」のとおり区分する（各区域の位置は、112、113頁の区域区分図を参照のこと）。

2 史跡指定地内の区域区分

史跡指定地は、大きくA区域：史跡の中核部、B区域：史跡の緑辺部に二分される。

A区域は、史跡の中核部の遺構が存在する区域で、「A1：重要遺構が存在する区域」と「A2：重要遺構と既存施設が混在する区域」に分けられる。A1は、城郭としての価値の重要度や調査状況等に依り、さらに4つに細分される。A2は史跡中核部のうち、神社、鉄塔がある区域とする。

A区域は、重要遺構の継続的、計画的な調査を行って、戦国期から織豊期の城跡の本質的価値を明らかにし、土の城、石の城それぞれの特徴を示す遺構を重点的に保存・活用することを原則とする。

B区域は重要遺構を取り巻く緑辺部にあたり、「B1：中核部の重要遺構の保存に欠かせない区域（斜面地）」と「B2：遺構が破壊されている可能性がある区域（駐車場等）」に分けられる。大部分が城郭の曲輪や堀切をとりまく斜面地で、中核部の重要遺構と河川や市街地とを隔てるバッファゾーンとなっていることから、中核部の遺構を保護し、城郭らしい空間形成を行うため、現地形の保護と植生の維持を原則とする。また、必要な斜面地の保護と安全対策を行う区域とする。

Tab.23 区域区分図の説明

区 分		ゾーンの説明	記号	所有区分 (地権の方針)	保存管理上の取扱い
史跡指定地内	A…史跡の中核部	中核遺構ゾーン 中核部の遺構がある区域。	A 1 a	県・市有地。	持続可能な活用を推進するための適切な保存を図る。
		周辺遺構ゾーン 周辺部の遺構がある区域。 二俣城西の丸・南の丸がみられる。	A 1 b-1	民有地。 必要に応じて公有化の検討を行う。	所有者の理解・協力のもと、適切に保存を図る。
		斜面遺構ゾーン 斜面に遺構がある区域。二俣城の小規模な曲輪がみられる。	A 1 b-2	このうち、A 1 b-1は積極的に公有化し、整備を図る。	所有者の理解・協力のもと、適切に保存を図る。
		未調査ゾーン 二俣城跡大手や島羽山城跡南曲輪など重要な遺構の存在が推定される区域。	A 1 c	市・民有地。 調査結果により公有化を検討する。	計画的に確認調査を行う。結果に基づき適切に遺構の保存を図る。
	B…史跡内の縁辺部	A 2：重要遺構と既存施設が共存する区域	A 2	神社、中部電力所有地。 短期的には現状維持を基本とする。	短期的には周辺の環境や景観に配慮しながら現状維持する。長期的には整理が望ましい。
		B 1：中核部の重要遺構の保存に欠かせない区域(斜面地)	B 1 a	市有地、民有地。 現状維持を基本とする。	斜面保護することで史跡指定地の安全対策に資する。必要に応じて発掘調査を行い、結果に基づき適切に遺構の保存を図る。
			B 1 b	県有地、市有地、民有地。 現状維持を基本とする。	急傾斜地崩壊危険区域のため、近隣住民の安全性を優先的に考慮する。斜面保護することで史跡指定地の安全対策に資する。必要に応じて発掘調査を行い、結果に基づき適切に遺構の保存を図る。
			B 1 c	民有地。 現状維持を基本とする。	所有者・占有者の協力・理解の下、想定される遺構の保存を適切に図る。
			B 1 d	市有地、民有地。 現状維持を基本とする。	所有者・占有者の協力・理解の下、想定される遺構の保存を適切に図る。
		B 2：遺構が破壊されている可能性がある区域(駐車場等)	B 2	市有地。	所有者・占有者の協力・理解の下、想定される遺構の保存を適切に図るとともに、多目的に活用できる空間とする。
史跡指定地外	C：史跡指定地に隣接する区域	追加指定検討ゾーン 遺構の存在が推定される区域(城山公園駐車場、公共性のある生活道路を含む)。	C	市有地、民有地。 現状維持を基本とする。	必要に応じて発掘調査を行い、結果に基づき適切に遺構の保存を図る。所有者・占有者の協力・理解の下、想定される遺構の保存を適切に図る。

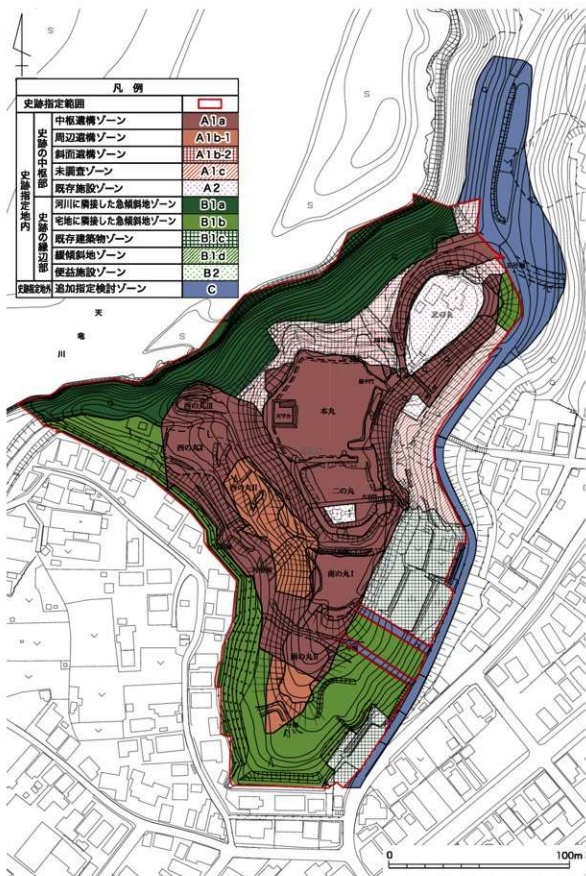


Fig.79 二侯城跡区域区分図

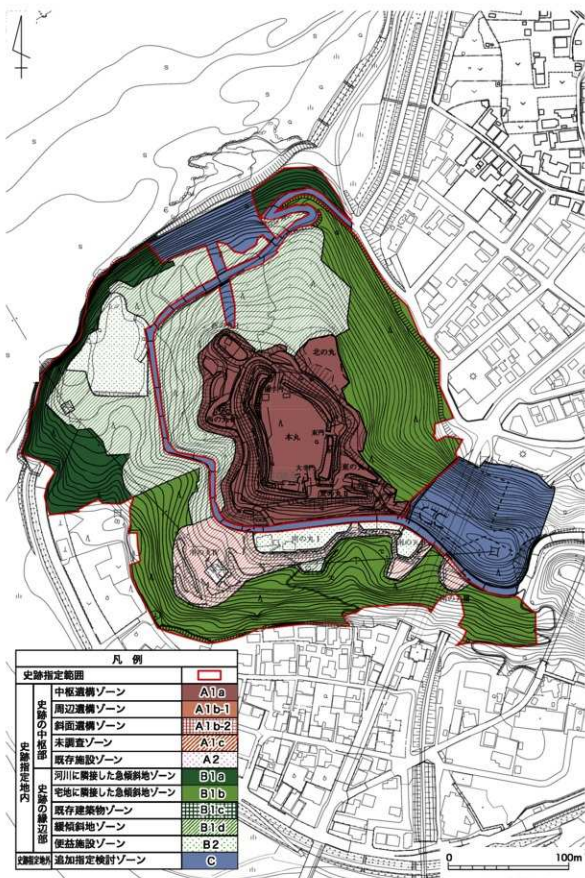


Fig.80 鳥羽山城跡区域区分図

3 史跡指定地外の区域区分

史跡指定地に隣接する区域にはC区域を設定する。

C区域は、史跡指定地と一体的な遺構の存在が推定される区域で、今後、史跡の追加指定を検討する範囲とする。

C区域は、土地所有者・占有者の協力・理解の下、必要に応じて発掘調査を行い、適切な保存を検討する。史跡の管理や活用に必要な駐車場やアクセス道路については、遺構の保存に配慮しつつ、近隣住民との合意のもと、必要な機能の維持向上を目指す。

周辺環境を形成する区域は、二俣川旧流路や秋葉街道など史跡の周辺環境を構成する要素が広範囲に分布する区域である。主に二俣市街地周辺に立地する地域資源やまち並みについて、史跡と一体的に保存、活用を図るものである。

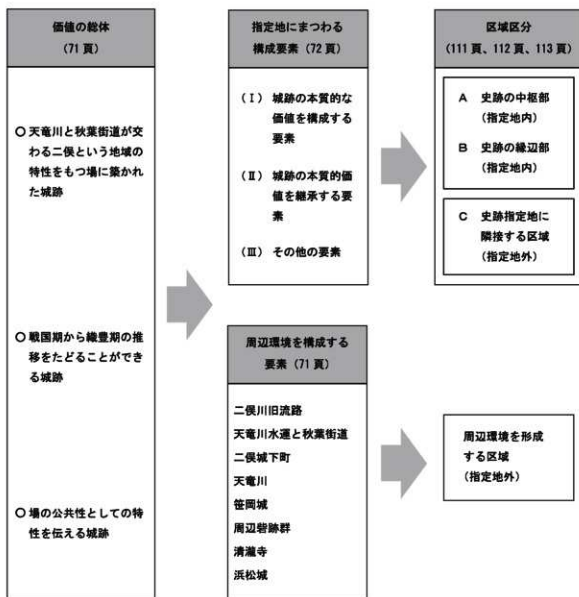


Fig.81 構成要素と区域区分の対照

第3節 現状変更の取扱い

本節では、史跡指定地における現状変更の対象行為をあげ、その取扱い基準を示す。また、現状変更の種類に応じた許可権者の一覧を120頁の表に示す。

1 現状変更等の対象行為

(1) 現状変更等の許可申請の対象となる行為

「文化財保護法」(以下「法」という)第125条の規定に基づき、史跡指定地においては、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為(以下、「現状変更等」という)については、文化庁長官の許可を得る必要がある。

なお、現状変更行為のうち、文化財保護法施行令第5条の規定に定められたものは、浜松市教育委員会(市民部文化財課が補助執行)がその事務を行う。

(2) 現状変更等の内容

ア 現状を変更する行為

現状を変更する行為とは、現状の物理的変更を伴う一切の行為をいう。

二俣城跡及び鳥羽山城跡において想定される現状変更行為には、土地所有・管理者、農林業関係者、公共・公益施設の管理者、史跡の管理者等が史跡指定地内で行う以下の行為がある。

1. 建築物の新築、増築、改築、改修、除却
2. 工作物の設置、改修、除却
3. 土地の掘削、切・盛土等土地の形状の変更
4. 木竹の伐採、植栽
5. 地下埋蔵物の設置、改修
6. 発掘調査等各種学術調査、史跡の保存管理・整備活用にかかわる行為(1～4も含む)

イ 保存に影響を及ぼす行為

史跡における保存に影響を及ぼす行為とは、史跡そのものの物理的な変更を行うものではないが、史跡の保護の見地からみて将来にわたり支障を来す行為をいう。

二俣城跡及び鳥羽山城跡において想定される保存に影響を及ぼす行為としては、遺構上等における過度の利用による踏圧・振動を与える行為が想定される。

2 現状変更等の取扱基準

(1) 現状変更等の取扱いの基本方針

二俣城跡及び鳥羽山城跡にかかわる現状変更等については、史跡の価値を損なう行為、史跡の価値の回復・向上に係わるもの以外の行為は認めないことを原則とする。ただし、史跡指定地内における住民生活や農林業等の生活・生業関連、公共・公益の施設、防災関連施設、公園利用者のための便宜的な施設、一定の手入れが必要な山林等があることから、これら行為については史跡の価値に影響を与えない範囲で認めることとする。

許可の条件として、史跡指定地内で行う必然性があること、史跡の価値に影響を及ぼさないこと史跡景観の保全に配慮されていること、地形の変更及び行為の規模が必要最小限であること、当該地の歴史的経緯や発掘調査等各種調査成果を十分ふまえるものとする。地下遺構の存在が想定される箇所では浜松市教育委員会による事前の発掘調査等を実施し、その結果によっては計画の変更等もありうる。

(2) 現状変更等の許可申請の範囲

二俣城跡及び鳥羽山城跡における現状変更の許可申請の対象となる具体的な行為には、以下のものがある。

ア 発掘調査等各種学術調査のために必要な行為

整備や学術調査のための発掘調査を実施する場合は、遺構の保存を前提として必要箇所に留めるものとする。

イ 史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為

史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為には以下のようなものがある。

a 史跡を構成する主たる要素の復旧

- ・城郭を構成する曲輪、石垣、土塁や遺構と一体となった土地のき損、衰亡箇所の復旧
- ・二俣城・鳥羽山城関連の石造物の風化進行の軽減のための石材強化処理
- ・石垣等埋設遺構上の堆積土砂の除去

b 史跡の保存管理、整備活用上必要な施設の整備等

- ・柵、史跡標柱、境界標柱、説明板等保存施設の設置
- ・歴史的景観の復旧や保存管理・整備活用のための植物の伐採、移植、植栽
- ・その他保存管理、整備活用上必要な建造物の新築・増築・改築・改修・除却、工作物の設置・改修・除却
- ・既存の公園整備にかかわる施設、城跡の特徴を伝える施設や観光振興に係わる施設の新築（設置）・増築・改築・改修・除却等
- ・これらに伴う土地の形質の変更

c 史跡の風致景観を阻害する要素の移転、撤去

ウ 公益上必要な行為

以下に示す行為に伴う「工作物の設置、改修、除却」「土地の形状の変更」「木竹の伐採、植栽」。

- ・既存の道路・河川に係わる施設の補修、整備
- ・水道管等の地下埋設管類の改修、整備
- ・斜面崩落防止等防災関連施設の整備

エ 居住者の日常生活や農地等生業、森林の機能維持に必要な行為

- ・建築物、工作物の新築（設置）・改築・改修・整備
- ・木竹の伐採、植栽、移植

オ 保存に影響を及ぼす行為

保存に影響を及ぼす行為については、事前に浜松市教育委員会とその内容について協議したうえで、許可対象物件か否かを判断する。

3 現状変更等の行為の許可のうち浜松市教育委員会が処理する事務

法125条による現状変更等の許可申請が必要な行為のうち以下のものについては、法施行令第5条第4項に基づき、浜松市教育委員会が行う。

- (1) 掘削を伴わない小規模建築物（プレハブ相当）の新築・増築・改築・除却
 - ・階数二以下で、かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積120㎡以下のもので、2年以内の期間を限って設置されるものに限る。
 - ・増築又は改築にあたっては、増築又は改築後の建築面積が120㎡以下のものに限る。
- (2) 建造物等の除却
 - ・建築又は設置の日から50年以上を経過していない建造物等に限る。
- (3) 工作物の設置、改修若しくは除却
 - ・改修又は除却は、設置の日から50年を経過していない工作物で、それぞれの土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。
- (4) 道路の舗装若しくは修繕
 - ・それぞれの土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。
- (5) 史跡の管理に必要な施設の設置、改修又は除却
 - ・法第115条第1項に規定する標識、説明板、境界標、囲い等の設置、改修又は除却
- (6) 埋蔵物の設置又は改修
 - ・電線、ガス管、水管又は下水道管の設置又は改修（設置の際に土地の掘削を伴う場合、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には国の許可が必要）。
- (7) 木竹の伐採
 - ・第6章3節4現状変更等の許可を要しない場合に該当しない木竹の伐採。ただし、面的・大規模な伐採は除く。

4 現状変更等の許可を要しない場合

法125条の現状変更等の規定にはただし書きがあり、「維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」は許可を要しないとされている。以下、二俣城跡及び鳥羽山城跡における許可を要しない場合をあげる。

なお、以下に掲げる行為であっても、tab.24において文化庁が許可権者とされている行為は含まれない。

(1) 維持の措置

維持の措置については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」の第4条に維持の措置の範囲とし以下のように定められている。

- (1号) 史跡等がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡等の原状に復するとき。
- (2号) 史跡等がき損し、又は衰亡している場合において、き損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき。
- (3号) 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

[二俣城跡及び鳥羽山城跡における維持の措置の例]

- ・病害虫に罹患した植物の被害拡大防止のための伐採及び除去（上記2号）
- ・降雨等で小規模な土砂の流出が発生した地表面の埋め戻しによる原状復旧（上記第1号及び第2号）
- ・石垣の天端石の転落、移動、石段の石材の不安定箇所の原位置への据え直しや、破損箇所の仮補強等（上記1号及び2号）

ア 非常災害のための必要な応急措置

地震・風水害等の災害時に史跡の管理者や土地の所有者、公益施設管理者等が行う、き損等の未然防止や拡大防止のための応急的な措置。

[応急的な措置の例]

- ・遺構の保存・養生のため、遺構と一体となった土地の崩落防止・養生のための、土のう・簡易な土留め杭の設置、立入禁止柵等の仮設物の設置
- ・倒壊工作物等・流木・土砂等の除去

イ 土地等の維持管理行為

史跡の管理団体、公益施設の管理者、及び土地所有者が行う管理行為は土地等を一定の状況に維持するために必要不可欠な行為として許可を要しない場合に該当する。また史跡や公園の周知、普及等のために管理運営の一環として行うイベント等行館事、及び指定地内の土地所有者である宗教団体の行事等に伴う仮設物の設置等もこれに含むものとする。以下に示す仮設物の設置、修繕、更新については掘削を伴わないこと、従前と同規模・同素材・同色彩のものを前提とする。

[宗教活動関連]

- ・宗教活動に伴う、祭祀等に係わる行為で臨時的に仮設の工作物等を設置する行為
- ・建築物の部分的な破損箇所の補修

- ・柵、手すり等の利用者の安全管理上必要な小規模工作物の改修や従前仕様等による更新、除却（ただし更新に伴う掘削は従前の掘削範囲内であるものに限り）
- ・参道等の小規模破損箇所の復旧等
- ・境内の木竹の剪定

〔住民生活・生業・森林管理関連〕

- ・病害虫や害獣の駆除行為及びこれら行為に必要な小規模仮設工作物（掘削を伴わないもの）に限り
の設置・撤去
- ・立木所有者・管理者が行う樹木の剪定、下草刈り、つる打ち、枝打ち

〔公益上必要な関連施設〕

- ・道路及び付属施設の清掃、路面の小規模修繕（掘削を伴わないもの）、河川及び護岸等付属施設の清掃、河川堆積物の除去
- ・既存の建築物・工作物の補修、小規模工作物の撤去、更新（ただし更新に伴う掘削は従前の掘削範囲内であるものに限り）

〔史跡の特有の価値を構成する要素及び史跡等整備施設の小規模復旧関連〕

- ・史跡に管理者が「維持の措置」として行う遺構や遺構等と一体となった土地等の軽微な補修・改善等の措置
- ・史跡等整備施設の小規模改修：管理用柵の修繕・更新、説明板等の部分的又は同規模・同素材による更新（ただし更新に伴う掘削は従前の掘削範囲内であるものに限り）

〔史跡の管理者が行う維持管理行為〕

- ・日常の維持管理行為とは、史跡を維持するために行う必要のある行為（点検、維持の措置）であり、史跡に影響を与えない行為をいう。
- ・史跡の本質的価値を構成する要素や文化財保存管理・活用施設の見回り等点検、病害虫防除のための薬剤散布、清掃・除草等日常的行為
- ・景観木等の定期的な剪定・刈込剪定、施肥、枯枝・枯死木・危険木の除去、薬剤散布、枝下し等
- ・景観木や大径木等史跡の景観ポイントとなる樹木が枯死又はその一部が枯損した場合の枯死木の除去、又は枯損箇所の伐採（上記3号）

第4節 植生管理について

指定地内の樹木の分布状況を調査し、地区ごとの保存と活用方針に応じた植生管理の方針を立てる。植生管理の方針の検討にあたっては、以下の項目に留意する。

- ・急傾斜地の樹木は、城郭の立地する地形の保護に重要な役割を果たしており、現状維持を基本とする。とくに近隣住民の安全性にかかわる急傾斜地危険区域の樹木は、法規制に則り適正に管理をする。
- ・神社の社叢林は、適切な社叢景観の維持のため、所有者、管理者に日常的な管理を促す。
- ・遺構の理解や史跡の歴史的景観を際立たせるために、樹木の手入れや草刈を定期的に行う。
- ・遺構に影響を及ぼすおそれのある樹木や、見学者に危険な樹木等は、必要性や安全性を十分考慮したうえで、伐採、剪定、枝打ち等を行う。
- ・二俣城跡、鳥羽山城跡間の眺望や、二俣のまち・浜松城方面・天竜川・山景等への眺望を確保するため、これら景観を阻害する樹木の伐採、枝打ち、切り下げを行う。
- ・桜、アジサイ、紅葉などの市民の憩いの場を演出する花木については、日常的な手入れを行う。

Tab.24 許可権者の一覧

種別	事 例		行 為	許可権者
	二保城跡	鳥羽山城跡		
a 建築物等	城山稲荷神社（本殿・拝殿） 旭ヶ丘神社（本殿、拝殿、社務所、物置） トイレ、あずまや 信康石像物復屋 ソーラー管理施設	物置 展望台 トイレ 管理施設、 旧管理棟（空家） 電源開発警報装置建物 車庫	新築、増築改築、改修	文化庁
			除却（建築又は設置の日から50年を経過したもの）	文化庁
			除却（建築又は設置の日から50年を経過していないもの）	市
2年以内の小規模仮設建築物（2階建て以下の木造か、鉄骨造りで120㎡以下かつ掘削を伴わないもの）			新築、増築改築、改修	市
b 工 作 物	擁壁 急傾斜地崩壊防止工事の擁壁・看板 電気設備（フットライト、照明分電盤・電柱、スピーカー、屋外コンセント、照明等） 遊具 石段 手すり トイレ浄化槽 橋（北の丸） 鳥居、手水鉢、富安風生先生石碑ほか（城山稲荷神社） 石碑・焼却炉（旭ヶ丘神社） 物置 ソーラーパネル 墓石、地蔵	看板（史跡管理以外） 石碑 石壁 石壁 擬木柵 橋（本丸） 電気設備（分電盤、電柱） 遊具（すべり台ほか） サイレン塔・警報装置回転灯 石のモニュメント 鉄塔（多目的広場西、南の丸） 鳥獣保護区看板 国土交通省杭 道路脇の荷物 自動販売機 電話ボックス 貯水タンク	設置	市
			改修・除却（設置の日から50年を経過したもの）	文化庁
			改修・除却（設置の日から50年を経過していないもの）	市
c 土 地	土地の掘削、盛土、切土その他、遺構に影響を与える土地の改変		—	文化庁
d 立竹木	—		抜根	文化庁
	史跡の保存活用に資するために必要なもの、景観形成上、防災上（斜面地保護のため）必要な植栽		植栽	文化庁
	大規模な面的伐採		伐採	文化庁
e 地下埋設物等	—		新設	文化庁
	上水道管、電線（ライフラインに係るもの）		改修（土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超えないもの）	市
f 史跡の管理・整備・	史跡整備に伴う発掘調査、工事等		—	文化庁
	保存のために必要な試験材料の採取		—	市
	車止め、標柱、看板 監視カメラ 遺構名称サイン・誘導サイン	車止め 遺構解説サイン・遺構名称サイン・総合案内サイン	設置、改修	市
復旧工事	自然災害などにより史跡が被害を受けた場合		史跡の構造に影響を与える根本的な復旧工事	文化庁

第5節 史跡追加指定の考え方

史跡指定地に隣接して一体的な遺構の存在が推定できるC区域においては、必要に応じて発掘調査を行い、とくに遺構の保存が必要な部分については、地権者との合意のもと追加指定を検討する。

第6節 指定地の公有化

指定地内には、市有地、県有地、民有地が混在している。

県有地は、史跡の縁辺部の急傾斜地崩壊危険区域を含む斜面地（B1b）であり、現状維持を基本とする。

民有地のうち、重要遺構が存在する区域（区域区分A1b-1）は、必要に応じて公有化を検討する。とくに、二俣城跡西の丸、南の丸の民有地は、整備計画の策定を前提に、優先的に公有化を図る。

未調査ながら、重要な遺構が存在すると推定される区域（区域区分A1c）の民有地は、調査結果により公有化を検討する。二俣城跡大手と烏羽山城跡南曲輪が該当する。

その他の民有地は現状維持を基本とするが、急傾斜地の取扱い、遺構の保存、活用、整備の必要性や緊急度等を十分に見極めたうえで、公有化について検討する。

第7節 防災計画

二俣城跡・烏羽山城跡が被る可能性のある災害として、台風・豪雨・強風、地震、火事、獣害などがあげられる。近年は大型台風や集中豪雨、強風などによって、史跡内の急傾斜地部分の地盤崩落や倒木などの恐れが拡大している。また、地震などにより、石垣の崩落や土砂災害の発生も懸念されている。

これら自然災害による被害等に対して、平常時から危機管理体制を構築しておくとともに、適切な防災措置を講じるための安全管理マニュアルの作成を検討する。

災害が起きた場合は、市の文化財担当職員が迅速に史跡の被害状況を把握、報告し、応急対策を行う。次に平常時と災害時における防災対策を示す。

1 平常時の対策

（1）文化財の所在情報の整理と把握

史跡に関する関係者、防災施設、防災組織等の情報をとりまとめ、保管し、市の文化財担当職員が非常時に把握できるようにしておく。

（2）日常的な点検や記録の実施

定期的な巡回によって、土砂崩落のおそれのある崖地や石垣などの危険箇所の抽出、確認を行う。石垣カルテの作成などにより、平時の石垣の状態を記録することなどを検討する。

（3）災害の予防対策の実施

台風・集中豪雨・強風や地震による被害を未然に防ぐため、危険地盤への崩落防止対策や、石垣の間詰や裏込の修理を行う。樹木については、強風による倒木や枝の落下などを防ぐため、定期的な枯損木

の撤去、枝打ちを行う。また、災害発生時の安全な来訪者の避難誘導路の確認を行う。

火事に対しては、類焼の原因となるおそれのある工作物等の整理や撤去を行う。また、消防用車両等の進入路や消火設備や消防水利等の位置、来訪者の避難誘導路等の確認を行う。

イノシシ等の動物による遺構の損傷や地形の変更の恐れのある場合は、侵入防止柵の設置や駆除等、適切な防止策を検討する。またマムシ等に対しては、来訪者への注意喚起と危険箇所への立入禁止を検討する。

(4) 危機管理体制の構築

災害が発生した場合に備え、市の文化財担当職員は県の文化財保護部局及び消防関係機関、地域の住民組織などの関係者との危機管理体制を構築しておく。また、非常時の連絡体制を整備し、関係者への周知に努める。

(5) 安全管理マニュアルの作成

適切な防災措置を講じるため、地域全体の防災力の向上、史跡内の消火活動、保全活動、危機管理体制づくりといった日常的な防災対策や、災害に対する予防措置や応急措置、災害発生時の住民や来訪者等の避難や誘導、関係者への連絡体制等について、安全管理マニュアルの作成を検討する。

2 災害発生時の対策

(1) 被害状況の把握と県、文化庁への報告

地震等の被害により史跡が消失、き損等を受けた場合、直ちに市の文化財担当職員が史跡の被害状況を把握し、県の文化財担当部局を通じて文化庁への報告を行う。

(2) 応急的な対策

市の文化財担当職員は、史跡に被害が生じた場合は、被害発生時の現場保存と、被害拡大を防止するための応急措置、危険箇所への立ち入り禁止措置、片付け等を行う。

被害を受けた史跡に対する応急的な復旧措置は市の文化財担当部署の判断により実施する。わずかな石垣の孕み出し、小規模な石材の破損、小規模な地盤のクラック、豪雨による地盤の部分的流出などが生じた場合は、シートかけや土のう積みなどの応急措置を施した後、国、県と協議して対応を検討するものとする。

一方、史跡の構造に影響を与える根本的な復旧工事が必要な場合は、市の文化財担当部署が現状変更申請を行い、文化庁の許可を得て、計画的に復旧等を行う。一定規模の石垣や土塁の崩落などが該当する。

第7章 史跡の活用

第1節 活用の方向性

活用にかかわる現状と課題及び基本方針をふまえ、活用の方向性を次に示す。

活用の方向性
史跡・遺構の重要性を広く地域住民や来訪者に示すため、 ○学校教育や生涯学習への活用 ○二俣の観光・まちづくりと一体となった活用 ○城郭の広域ネットワークによる活用 ○地域の憩いの場としての活用 ○情報発信 ○調査研究の推進 を推進する。

第2節 史跡の周辺との関係性

徳川家康や堀尾吉晴が関与した二俣城跡及び鳥羽山城跡の歴史的価値の理解には、本拠とした浜松城や、武田・徳川の攻防の舞台となった山城との一体的な認識が必要である。

さらに、二俣地区には歴史・文化遺産が豊富に残る。城下町として栄えた二俣地区は、川湊や二俣城から東に伸びる大手道などの存在が指摘されている。また、市内最大の前方後円墳である光明山古墳や、江戸時代の寺院や名主層の建物、近現代の建造物、国鉄二俣線にかかわる近代化遺産などの歴史・文化遺産が存在する。陸上交通の要衝であり、河川交通との結節点でもあった二俣地区は、築城前や廃城後においても重要な場所であった。

これらは114頁「Fig.81 構成要素と区域区分の対照」における周辺環境を構成する要素にあたり、史跡の活用においては、史跡と周辺環境を構成する要素を積極的に結びつけていくものである。二俣城跡及び鳥羽山城跡と歴史的なかわりながら深い歴史資産やそれを紹介する施設を連携させながら、広域的な観光客の誘致や歴史観光の回遊性の向上を図り二俣城跡及び鳥羽山城跡の活用を推進していく。



Fig.82 浜松城

第3節 活用方法

前節で掲げた活用の方向性に基づき、活用方法を次のとおり示す。

1 調査研究の推進

史跡指定地内における重要遺構の存在が推定されるが未調査である箇所の発掘調査だけでなく、二俣地区の歴史についても一体的に調査研究を行う。また、活用にかかわるまちづくり、交通アクセス、産業、文化、信仰などの調査、研究のほか、これらの活用手法についての研究を進める。これら調査研究をふまえた活用・整備を進めることで、より一層、史跡としての魅力を高める。

2 学校教育・生涯学習への活用

史跡・遺構の価値を市民に十分に示すために、普及啓発の推進を行う。

二俣城跡及び鳥羽山城跡に関する教材の作成及び配布や出前授業の実施等、学校教育と連携することで、生徒が両城を含む地域の貴重な文化財や地域の歴史への理解できる環境を整える。また、自然観察会やウォークラリー等の自然環境に親しむ場を設けることによって、史跡や地域への愛着を育む機会を創出する。

二俣城跡及び鳥羽山城跡に現存する遺構や自然環境・立地条件を活かした体験型レクリエーション等の企画・イベントを開催することで、史跡を体感する場・市民の生きがいづくりの場を提供する。博物館、図書館、天竜壬生ホール、二俣協働センター、光明ふれあいセンターなど社会教育施設における講座、展示、自主活動などに向けた情報の提供を行う。

3 二俣の観光・まちづくりと一体となった活用

二俣地区の観光拠点として二俣城跡及び鳥羽山城跡を設定し、周辺の歴史・文化遺産のみならず、博物館や浜松城（天守閣）での史跡の展示を含めた連携を強化し、関連スポットの広域的な回遊性を高め、地域一帯として魅力の向上を図る。史跡周辺の指定文化財等は、Fig.22 のとおりである。

また、市民に分かりやすく両城の価値を伝える方法も考慮する必要がある。例えば、二俣城跡は遠藤周作著『埋もれた古城』の中に取り上げられているが、こうした情報も活用可能を検討する。

さらに、鳥羽山城跡の庭園遺構を眺めての茶会や、園茶体験といった地場産業を生かした歴史イベントの開催や、甲冑などの衣装を用いた戦国時代の疑似体験ツアーなど、城跡ならではの魅力を活かしたイベントの企画を検討し、史跡の価値の向上と来訪者の増加を図る。

歴史的文化的資源を繋ぐ回遊性の向上に向けて、サインや駐車場の整備を進めるとともに、ストーリー性のある周遊ルートの設定を検討する。Fig.84～88 には、「戦国時代の攻防と城下町」、「交通の要衝としての繁栄、近代化」、「文化の中心」、「人々の営みと信仰」といったテーマに分けた、4つのストーリーの例を示す。上述のようなストーリー性を持たせた文化財群を相互に関連付け、史跡の魅力を高めるために、二俣のまちで活動する団体と協働で行う企画・イベント等を検討する。

4 城郭の広域ネットワークによる活用

二俣城跡及び鳥羽山城跡の前身である笹岡城や、徳川家康や堀尾吉晴が関与した浜松城のほか、市内（遠江）には武田・徳川の攻防の舞台となった山城が数多く存在する。これらの関連する城を一体として活用することで、史跡の歴史的背景の認識を深める。

そのほか堀尾吉晴公ゆかりの城郭など全国の関連する城を含めた広域のパンフレット等を活用し、広域的理解を促進する。



Fig.83 「堀尾吉晴の一生」パンフレット：堀尾吉晴公共同研究会

5 地域の憩いの場としての活用

都市公園として親しまれてきた経緯をふまえ、構造物についてはその必要性や在り方を検討する。そのうえで、現存する施設の利用によって来訪者の快適な見学と史跡への理解が促されるような活用を行う。見学に必要な看板やトイレ等の諸施設については、外国人観光客・高齢者・障害者の方への配慮をし、ユニバーサルデザインに努める。

天竜奥三河国定公園内の、天竜川の刻んだ溪谷や美しい森林景観、豊かな野鳥や動植物を楽しむことのできる環境を活用して、野外活動や自然観察会などのイベント企画を検討する。遺構の保存への影響のない範囲で、桜、アジサイ、紅葉などの花木により、市民の憩いの場を演出する。

樹木・雑草等については、遺構の保護や来訪者の安全性確保に配慮した景観整備を行う。とくに、樹木の適切な伐採、剪定、切り下げ等により、両城間の眺望、二俣のまち・浜松城方面・天竜川・山景への眺望、さらには城下から両城を見上げた視点で必要な伐採を行い、二俣のまちからみた二俣城跡及び鳥羽山城跡への眺望を確保する。

6 情報発信

二俣城跡及び鳥羽山城跡や二俣のまちに存在する資源の調査・研究によって得られた成果を、積極的に情報発信することで二俣城跡及び鳥羽山城跡の価値を市民や来訪者と共有する。

パンフレット・広報等の配布のほか、ウェブサイト・SNSの活用などによる多様な手法・手段を用いた効果的な情報の発信を行い、史跡への興味関心を高めるとともに来訪者の増加につなげる。

また、視覚障害をもった方のための触れる立体模型の設置や、AR、VRなどの最新のIT技術を導入した活用手法の検討を進めつつ、案内板・説明板・ガイダンス施設などを整備することによって、史跡の価値や見学のポイントなど見学時に必要な情報を充実させる。

ストーリーの要件

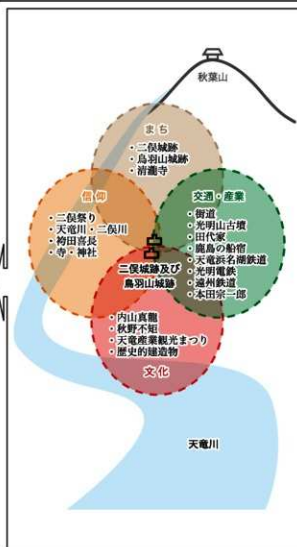
- ・二俣を象徴するキーワードをテーマとしたストーリー
- ・多種多様な文化財による構成
- ・市民や行政等による保護保存の取組みが既に行われているものもしくは今後の取組みが期待されているもの

対象地域の自然・社会環境の特徴

- 対象地域を流れる天竜川は、近世以前は度重なる洪水をもたらし、甚大な被害を周辺地域に与えていた。
- 天竜川の人口は二俣周辺に集中しており、区全体の39%を占める。
- 街道が交錯する陸上交通の要衝であり、天竜川を用いた河川交通の結節点でもあった。国県道などが交わる広域交通の要衝に位置する。
- 渡船から、鉄道など陸上交通へと交通の様相が変化することが分かる地域である。
- 高齢化や後継者不足の問題から、事業所数、事業者数は減少している。
- 観光客は増加傾向にあり、日帰り客が多数占める。

住民の声

- 豊富に残る歴史的文化的資源の一体的活用手法の検討が必要。
- 多様な文化が集積し繁栄していた二俣の誇りを尊重できる活性化を模索する必要がある。
- 自然景観の良さや里山など日本の原風景、おもてなしの心をアピールする必要がある。
- 二俣の町の成り立ちの歴史を継承するまつりを地区内外に発信し、共有する必要がある。



ストーリー

まち	二俣をめぐる攻防と城下町
交通・産業	交通の要衝としての二俣の繁栄・林業の隆盛と二俣の近代化
文化	文化の中心地としての二俣
信仰	自然とともに歩む人々の営みと信仰

Fig.84 ストーリー設定のプロセスチャート

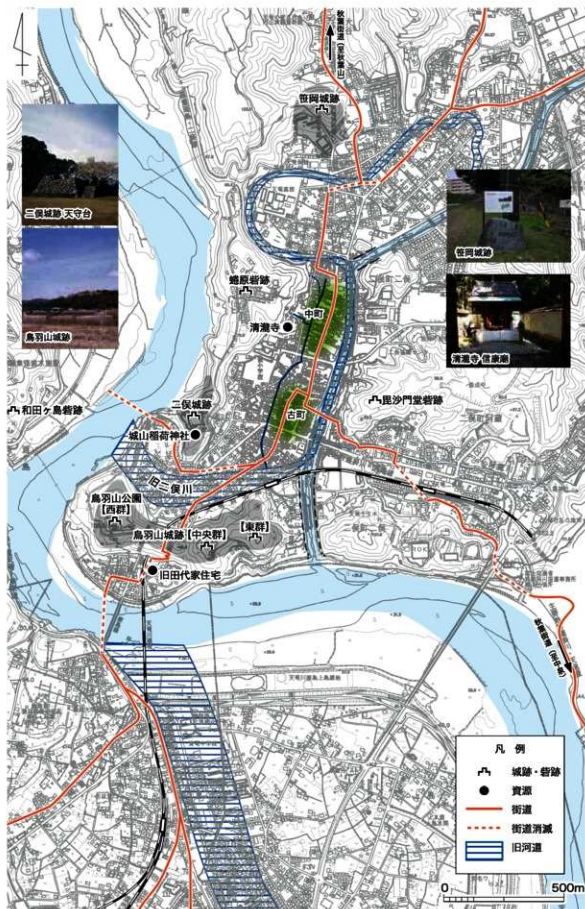


Fig.85 歴史文化資源分布図（二俣をめぐる攻防と城下町）



Fig.86 歴史文化資源分布図（交通の要衝としての二俣の繁栄・林業の隆盛と二俣の近代化）



内山家住宅長屋門



ヤマタケの蔵



マルカワの蔵夏水



クロギ＝通り商店街
(天満屋敷跡)



牧野不矩美術館

Fig.87 歴史文化資源分布図（文化の中心地としての二俣）

第8章 史跡の整備

第1節 整備の方向性

1 整備の方向性

整備にかかわる現状と課題及び基本方針をふまえ、整備の方向性を次に示す。

整備の方向性
○城跡の本質的価値の保存を前提とした遺構の修復と顕在化及び、史跡にそぐわない構造物等の整理によって、戦国期から織豊期の山城の姿を具現化し、二侯城跡及び烏羽山城跡の価値を的確に伝達する
○地域で育まれ、親しまれてきた公園としての機能を維持・向上することによって、来訪者が安全・快適に利用できる環境づくりを推進する
○史跡及びその周辺の自然環境に調和した、持続可能な整備内容を検討する

2 区域別整備の考え方

本計画書「第6章 史跡の保存管理」「第7章 史跡の整備」に示す保存と活用の方針に沿って、112、113頁のFig.79、80 区域区分図に示す区域ごとに、整備の基本的な考え方を次に示す。

A区域：史跡の中核部 重要遺構が存在する区域であり、公有化や発掘調査の進捗をみながら、城跡の本質的価値の保存、活用のための整備を集中的に行う。また、必要性が低下した施設や、史跡の本質的価値にそぐわない施設等の整理と、必要な保存・管理施設の再整備を行う。

B区域：史跡の縁辺部 中核部の重要遺構の保存に欠かせない区域である。その多くが斜面地であり、近隣住民の安全を確保しながら、眺望や景観の向上に努める。そのために必要な樹木伐採、剪定を行うとともに、必要に応じて急傾斜地崩壊対策事業を実施する可能性がある区域である。

また、必要性が低下した施設、史跡の価値の総体（71頁参照）にそぐわない施設等の整理と、必要な保存・管理施設の再整備を行う。

C区域：史跡指定地に隣接する区域 遺構の存在が推定される区域で、一部は史跡の管理や活用に必要な駐車場やアクセス道路となっている。遺構の存在が推定される区域は、土地所有者・占有者の合意のもと、発掘調査を行い、将来的には追加指定の後、A、B区域に準じた整備を検討する。また、史跡の駐車場やアクセス道路は、近隣住民との合意のもと、遺構の保存に配慮しながら必要な機能の維持向上のための整備を図る。

3 史跡の周辺環境を形成する区域の考え方

史跡周辺のまち並みの保存、歴史文化資源の一体的活用に資する整備を推進する。

周辺の生活環境や景観との調和に配慮した史跡の保存・活用のために、必要な景観整備と便益施設整備を促進する。

第2節 全体としての整備方針

前節で掲げた整備の方向性に基づき、整備基本計画の策定を行うなどして、計画的な調査や整備の推進を図る。全体としての整備方針を次のとおり示す。

1 保存のための整備

史跡指定地内で重要な遺構の存在が推定され、保存にかかわる情報が希薄な箇所については発掘調査を行い、構造を明確化させるとともに、調査結果に基づいた遺構修復計画、遺構表現計画、樹木管理計画等を策定し、計画的な整備を行う。

き損している石垣や土塁については、定期的に点検を行い、危険度や緊急性に応じて修理・復旧を行う。

現地における史跡指定範囲や遺構の認識・保護措置のために、境界杭、史跡標識、説明板などを設置し、管理を行う。

景観認知調査、樹木調査、石垣カルテづくりなど、ハード整備の検討に資する基礎的調査を実施し、調査研究の結果に基づく計画的な整備を行う。

石垣等、遺構の保存に影響のある樹木等については、必要性を検討したうえで伐採することで遺構保存に努める。

急傾斜地等、危険箇所の把握のために定期的な確認を行い、土砂崩落等による史跡の破壊防止に努める。また、被害が生じた場合は、所有者・管理者との協力・連絡により速やかに被害の拡大防止措置をとる。

2 来訪者が安全・快適に利用できる環境づくりの整備

遺構の保存や安全に配慮しながら、史跡の価値を来訪者が体感できるような動線計画を推進する。

史跡の価値への理解を来訪者へ促すため、分かりやすい案内・説明サインの設置を図る。既設サインの再整備についても検討する。

遺構の保存に配慮しながら、既設の駐車場、トイレ、ベンチ、展望台、その他施設の活用を検討し、必要に応じて撤去・改修・設置等を行う。

3 二俣城跡及び鳥羽山城跡の価値を的確に伝達するための整備

(1) 戦国期から織豊期の山城の姿の具現化

整備の時代設定は、土の城に石垣が出現した織豊期（1590～1600頃）とし、近世直前の土の城から石の城への変化をみせる遺構の表現と見学動線の整備を行う。

城の構造と防御機能を見学者が理解できるように、曲輪や城内通路等の縄張、堅堀・堀切・横堀・土塁・虎口等の防御施設を顕在化する。

文禄・慶長年間に設置された野面積みの石垣を顕在化させるため、石垣を覆う樹木の伐採、必要に応じた石垣の修復、見学しやすい園路の設置等を検討する。

城跡からの天竜川・二俣のまち・浜松城方面への眺望の確保や、遺構の復元等によって、戦国期から織豊期の景観を復元する。その際には、遺構の保護保存や維持管理を考慮しながら行う。

史跡の本質的価値を守るために、史跡にそぐわない既存施設の段階的な整理を行う。

(2) 地域で育まれ、親しまれてきた公園機能の維持・向上

今日に至る公園整備の履歴を尊重するとともに、公園機能を維持しつつ、駐車場やトイレ、休憩施設等の公園施設についてはその在り方を検討し、適切な整備を目指す。

来訪者の史跡に対する理解促進と快適な見学のために、ガイダンス施設の設置を検討する。

学校教育や生涯学習への活用及び観光や地域貢献の核としての活用に資する史跡とするため、誘導看板、解説看板を設置するなどのガイダンス機能の充実を目指す。

史跡の維持については、清掃活動とレクリエーションを同時に行うなど、地元住民が楽しんで史跡の整備に参加できる環境づくりを検討する。

4 持続可能な整備

既存施設を有効利用した復元整備や施設整備を検討し、維持管理の負担軽減化を目指す。

景観整備、園路整備、看板整備を中心として、見学者に必要な利便性を高める。

園路整備については、動線計画を策定するとともに、その内容をふまえて行う。手法や規模については、史跡の保護保存や自然環境の保全に十分配慮しながら行う。

看板整備については、サイン計画に基づき、既存のサイン等を当面維持し、老朽化したものから順次、更新を行う。

景観整備については、両城の見通し、天竜川・二俣のまち・浜松城方面への眺望など、城跡の構造理解や眺望確保を意識した植栽の管理を行う。神社境内や民有地については、所有者の意向をふまえ適切な景観整備を行う。

第3節 個別の整備方針

史跡の各部分の特徴に応じた整備方針を次のとおり示す。カッコ内のアルファベットと数字は、112、113頁のFig.79、80区域区分図のゾーンの記号に対応する。

1 二侯城跡

土塁や堀切、複雑な城内通路からなる縄張りによって高い防御機能を備えた二侯城跡の特徴を、わかりやすく顕在化する整備を行う。ゾーンごとの整備内容は次のとおりである。

(1) 本丸、二の丸 (A1a)

戦国期から織豊期の土の城と石の城の変遷を示す土塁と石垣が良好に残るゾーンであることから、二侯城跡の展示、公開、活用の拠点となる整備を行う。

- ・埋設している本丸虎口と中仕切門は、建造物の立体復元も視野に入れつつ本丸の正面入り口空間を体感できるように石垣や遺構の展示を行う。
- ・二の丸から本丸に至る城内通路の復元を検討する。
- ・石垣や土塁遺構周辺に植栽された樹木、植込み等の撤去を検討する。
- ・本丸の天守台や南縁の危険な石垣は、定期的な現状確認を行い、崩落危険部分についての応急措置を検討する。防災的観点からの検討にもとづくハード対策（前面盛土又は積み直しなど）と、防護柵設置、注意喚起看板などによるソフト対策等を検討する。
- ・二の丸と南の丸の間の三号堀は、既存の園路盛土を撤去して本来の形状に復元し、堀底の城内通路を見学路として整備する。
- ・三号堀北側土塁を削って設置された園路を撤去し、本来の土塁の形状を復元する。その他削られた土塁や切岸の断面の保護措置を行う。
- ・本丸、二の丸の公園施設のうち、史跡の景観にそぐわないもの、老朽化して十分機能しないものなどは、撤去を検討する。
- ・土の城から石の城への変遷を示す本丸の天守台石垣基底部と土塁の取り合い部分は、説明看板で解説を行う。

(2) 南の丸 (A1a、A1b-1)

土の城の特徴である土塁、堀、切岸が残存していることから、土の城の要素や機能を解説し、石の城との違いを際立たせる整備を行う。

- ・南の丸Iの三号堀に面する土塁の、後世に削り取られた部分を補修し、本来の土塁と切岸の姿を復元する。
- ・遺構の顕在化のための竹木の伐採・草刈を行う。
- ・将来的に、削られた土塁等の保護や、南の丸Iへの見学路設置、烏羽山城跡への眺望確保を検討する。

(3) 大手筋 (A1c)

二侯城跡の大手筋の存在が推定されるゾーンであり、調査結果に基づき城の大手筋の顕在化を行う。

- ・大手筋は調査を行い、長期的に大手通路の復元を目指す。
- ・石垣等の遺構の顕在化のための伐採・草刈を行う。
- ・既存園路の舗装の滑り止めを設置する。

(4) 西の丸 (A1a、A1b-1)

二俣城の川湊があった川口集落に面するゾーンであり、西側の城内通路や野面積みの石垣を顕在化する整備を行う。

- ・西の丸Ⅰ・Ⅱ、堅堀、横堀、城内通路等の遺構の顕在化のための伐採・草刈を行う。
- ・西の丸Ⅰの遺構の全容を確認するための調査を行う。
- ・西の丸Ⅰの石垣は、コンクリートで覆われた部分を含めて、必要に応じ修復を行う。
- ・西の丸Ⅰの道具は、十分に利用されていないため、撤去を検討する。
- ・西の丸からの川口集落や鳥羽山城跡への眺望、及び川口集落から見上げる石垣の眺望を確保するため、必要部分の樹木伐採と草刈を行う。
- ・西側の城内通路は、西の丸Ⅱ付近の民有地の公有化後に、詳細な調査を行い、長期的な復元を目指す。

(5) 斜面 (A1b-2)

森林の中の斜面地に未調査の遺構が存在するゾーンであり、急傾斜地保護に配慮しつつ、可能な範囲で天竜川への眺望確保や遺構の顕在化のための整備を行う。

- ・天竜川や、四号堀、五号堀、小規模な曲輪を見通すため樹木等の適切な管理を行う。
- ・ビュースポットからの視界を遮る部分について、樹木の伐採、間伐、枝打ち等を検討する。

2 鳥羽山城跡

二俣城跡と対照的な居館としての機能を持った城跡遺構を顕在化する整備を行う。ゾーンごとの整備内容は次のとおりである。

(1) 本丸、西の丸 (A1a)

御殿や庭園を持つ曲輪の特徴を分かりやすく示し、鳥羽山城跡の展示、公開、活用の拠点となる整備を行う。

- ・本丸内において御殿遺構等の有無などを確認する調査を行う。
- ・本丸礎石建物跡の遺構の平面表示を検討する。
- ・露出した庭園遺構の適切な保存展示手法を検討する。
- ・本丸の大手門西側の土塁は、盛土によって形状が不明確なため、調査を行い、復元を検討する。
- ・大手門については礎石等遺構の詳細が明らかになった時点で立体復元展示の検討を行う。
- ・石垣や土塁遺構の周囲に植栽された樹木や植込み等の撤去を行う。
- ・本丸斜面の鉢巻・腰巻石垣や、土塁などの遺構を顕在化するための樹木伐採・草刈を行う。



Fig.89 眺望確保のイメージ

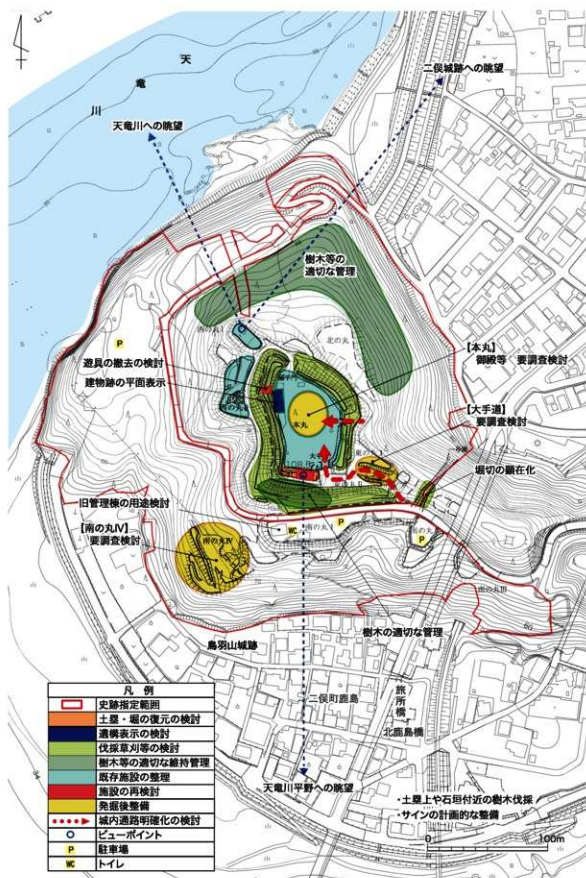


Fig.91 鳥羽山城跡整備計画イメージ図

- ・史跡らしい景観にそぐわない、トイレ、管理施設、ステージ、遊具等、既存施設の整備を検討する。
- ・展望台については当面、浜松城や天竜川平野方面へのビュースポットとして活用するための機能を維持する。将来的には、城郭の景観に調和したデザインの建物への更新や、展望台の移転及び削られた土塁の復元を検討する。
- ・展望台から天竜川平野への眺望を遮る部分について、樹木の伐採・間伐・枝打ち等を検討する。

(2) 東の丸・大手道 (A1a)

城の規模に比べて大規模な大手道が確認されたゾーンであり、その規模や石垣の特徴を分かりやすく伝える整備を行う。

- ・大手道脇の石垣に影響を及ぼす樹木の伐採、整理と危険な石積の修復を行う。
- ・東の丸の切岸や斜面と1号堀については、遺構の顕在化のための伐採・草刈等を行う。
- ・大手道については十分な調査を行い、遺構の価値を明確化したうえで整備方針を検討する。

(3) 南の丸 (A1c、B2)

城の中心部と道路で隔てられ、駐車場やトイレなど便益施設が整備されているゾーンであり、これらの施設を維持しながら、未確認の遺構の調査を行う。

- ・空家となっている旧管理棟をガイダンス施設等に活用できるか検討する。
- ・南の丸IVについては調査を行い、遺構の価値を明確化したうえで整備方針を検討する。
- ・土の城から石の城への変遷を示す部分については、説明看板で解説を行う。

(4) 斜面 (B1d)

緩傾斜地の広がるゾーンであり、天竜川と二俣城跡への眺望確保のための整備を行う。

- ・西の丸Iのビュースポットから天竜川や二俣城跡への眺望を遮る部分について、樹木の伐採、間伐、枝打ち等を検討する。

3 二俣の市街地等

史跡と周辺市街地の環境・景観のバランスのとれた整備を推進する。

- ・史跡と眺望点の視界を遮る樹木の伐採や枝打ちを促進する。
- ・史跡の雰囲気にとぐわない工作物等の取扱いを検討する。
- ・史跡へのアクセス道路の改良、歩道の整備、ユニバーサルデザイン化を検討する。
- ・周辺の歴史文化資源の周遊動線に沿った総合的なサイン配置を検討し、計画的に歩行者及び車両用誘導サインの更新、新設を行う。
- ・見学者の周遊動線を設定して、そこに必要なトイレ、ガイダンス施設、休憩施設、駐車場など必要な便益施設の設置を検討する。
- ・歴史的風致維持向上計画と連携しながら、史跡に調和したまち並みの景観形成を促進する。
- ・鹿島から鳥羽山城に至る大手筋の調査を検討する。
- ・二俣川の旧流路と掘割りに関する看板等の設置を検討する。

第9章 運営と体制整備

第1節 運営と体制整備の方向性

運営と体制整備にかかわる現状と課題及び基本方針をふまえ、二俣城跡及び鳥羽山城跡の保存・活用を推進するための方向性を次に示す。

運営と体制整備の方向性
○調査研究と専門検討会等の継続により、史跡の保存・活用を適切に進める
○庁内における史跡の保存、活用、整備のための体制整備を図る
○二俣未来まちづくり協議会等との意見交換を継続し、多様な主体による保存・活用を推進する

第2節 運営と体制整備の方法

前節で掲げた運営と体制整備の方向性に基づき、運営と体制整備の方法を次のとおり示す。

1 調査研究と専門委員会の継続

史跡における十分な調査研究をふまえた保存・活用を進めるため、継続的な調査研究を行う。調査研究に必要な専門的知識を有する人材や保存・活用・整備の担い手の確保・育成を図る。

保存・活用・整備に向けた計画の策定や実施にあたって、国（文化庁）・静岡県（指導・助言のもと、専門家や有識者による「二俣城跡及び鳥羽山城跡保存活用検討会」等の専門検討会を引き続き設置し、方向性や手法などを検討しながら進める。

2 庁内の体制整備

史跡の保存、活用、整備のために、事業の進捗に応じて文化財、公園整備、公共建築など関連部局の参加する庁内協議会を継続する。

史跡の日常的な維持管理を円滑に進めるために、史跡指定地内の土地所有や公園開設区域などによって錯綜する管理区分を整理し、庁内の役割分担を明確化させる。そのために、史跡として新たに草刈りを行う範囲を設定し、維持管理を試行しながら、最適な管理体制の構築を行う。

二俣城跡及び鳥羽山城跡の保存、活用、整備に関する連絡調整を円滑に行うため、公園・観光・まちづくり・自然環境・防災などの庁内の関連部局や天竜区等関係行政機関との連絡体制を強化する。

3 協議会等の継続と多様な主体による保存・活用の推進

二俣地域のまちづくり団体、自治会、商工会、観光協会等関係団体及び知識経験者で組織される「二俣未来まちづくり協議会」等との意見交換を継続し、二俣地域の活性化を推進するための官民協働の体制を強化する。

保存・活用に関して、市民・ボランティア・NPO法人・地元自治会等、地域で活動する団体関係者と連携を図り、二俣城跡及び鳥羽山城跡に関する積極的な情報共有を行う。

草刈り・清掃等の史跡の維持管理については、作業者や地元住民及び見学者の安全性を確保しつつ、役割分担を明確にする。

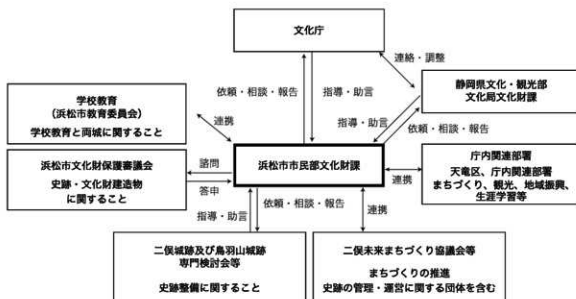


Fig.92 事業推進体制図

第10章 実施計画

第1節 保存活用事業における各施策の実施計画

本計画の計画期間は計画認定の日から令和11年度（2029年度）末までとする。計画期間の内、保存活用認定の日から令和6年度（2024年度）末までを第1期計画期間とし、整備に係る具体的な方策を示す。また、第1期計画の完了から令和11年度末までを第2期計画期間とし、第1期計画の内容を補完する期間とする。第2期計画の完了後、保存活用計画の変更を検討する。

さらに、上位計画である浜松市総合計画の目標年次が令和26年度（2044年度）であることを受けて、本書では、第2期計画完了後から令和26年度までの15年間を第3期計画期間とし、今後の目視すべき方向性を示す期間とする。

1 全体計画

	項 目	浜松市総合計画（目標年次令和26年度（2044年度））		
		第1期計画	第2期計画	第3期計画
計 画	次期認定計画の策定		次期計画策定準備	次期計画策定
保 存 管 理	公有化・筆界確定			
	追加指定			
	日常的な維持管理、史跡の保存管理	現状変更取扱基準の運用、樹木管理、軽微な応急的措置、災害復旧など		
活 用	学校教育・生涯学習	イベント、体験プログラムの実施、学校教育への活用、出土遺物の活用		
	観光・まちづくり	二俣の歴史的文化的資源を繋ぐ周遊ルート設定 二俣市街地のサイン・駐車場の検討 観光客の楽しめるイベントの企画		
	市域の城とのネットワーク	浜松城・博物館での展示 パンフレット作成の検討		
	地域の憩いの場	公園施設の在り方の検討		
	情報発信	パンフレット等の作成・ウェブサイトSNSの充実		
	調査研究			

	項 目	浜松市総合計画（目標年次令和26年度（2044年度））		
		第1期計画	第2期計画	第3期計画
整備	遺構	第1期整備	第2期整備	第3期整備
	動線	園路整備		
	既存施設	段階的整理、撤去		
	公園施設	トイレ、休憩施設等		
	ガイダンス機能	看板等の設置		
	ガイダンス施設		設置の検討	施設の設置
	城跡内の調査研究		継続	
	景観の復元・整備	樹木伐採、枝打ち等		
運営・体制整備	検討会		年2回程度開催	
	ボランティアガイド		充実	
	関係機関等との連携		継続	

2 短期計画（第1期整備）（案）

	項 目	1ヶ年目	2ヶ年目	3ヶ年目	4ヶ年目	5ヶ年目
整備計画	事業区分	整備基本計画		基本設計	実施設計	整備工事
保存管理	公有化・筆界確定					
	追加指定					
	発掘調査・植生調査等	第1期整備に伴う発掘調査				
	日常的な維持管理、現状変更取扱い基準の運用、遺構・出土遺物の適正な保存管理	樹木管理、軽微な応急的措置、災害復旧など				

	項 目	1ヶ年目	2ヶ年目	3ヶ年目	4ヶ年目	5ヶ年目
	事業区分	整備基本計画		基本設計	実施設計	整備工事
活用	学校教育・生涯学習	イベント、体験プログラムの実施、学校教育への活用、出土遺物の活用				
	観光・まちづくり	二侯の歴史的文化的資源を繋ぐ周遊ルート設定 二侯市街地のサイン・駐車場の検討 観光客の楽しめるイベントの企画				
	市域の城とのネットワーク	浜松城・博物館での展示 パンフレット作成の検討				
	地域の憩いの場	公園施設の在り方の検討				
	情報発信	パンフレット等の作成・ウェブサイトSNSの充実				
	調査研究					
整備	計画作成	整備基本計画		基本設計	実施設計	-
	設計・工事	-	-		実施設計 (第1期)	整備工事 (第1期)
	遺構	-	-	二侯城・中仕切門・石垣・虎口の整備 3号堀城内通路復元 鳥羽山城本丸建物跡の表示		
	動線	-	-	二侯城・鳥羽山城（園路）		
	既存施設	-	-	鳥羽山城の遊具、看板等の整理		
	公園施設	-	-	トイレ、休憩施設等		
	ガイダンス機能	-	-	サイン整備（遺構解説看板、誘導看板等）		
	ガイダンス施設	-	-	-	-	-
	景観の復元・整備	眺望確保のための草竹・樹木伐採、剪定（二侯城南の丸・西の丸、鳥羽山城本丸斜面等）				
運営・体制整備	専門検討会			年2回程度開催		
	ボランティアガイド			新規募集等		
	関係機関等との連携			継続		

第2節 経過観察

1 方向性

第6章から第9章の内容について、第1期計画完了時、第2期計画完了時、さらに第3期以降の計画の完了時を経過観察の時期に設定し、経過観察を実施する。

2 方針

史跡二俣城跡及び鳥羽山城の保存活用にあたっては、管理団体である浜松市、あるいは管理運営組織などが中心となって、次のような項目について経過観察を行う。その結果を保存活用検討会等へ報告するとともに、その後の保存管理、活用、整備に活かしていく。

Tab.25 経過観察項目一覧

区分	項目	観察時期			観察主体	観察手法
		第1期 完了時	第2期 完了時	第3期 完了時		
計画 全体	総合計画に位置づけられているか			○	事務局	専門検討会への実績報告
	予算確保のための取り組みはあるか	○	○	○		
	保存活用計画書の見直しは実施されているか			○		
	発掘調査の進展はあったか	○	○	○		
保存 管理	公有化の進捗状況		○	○	事務局	専門検討会への実施状況の報告
	保護を要する範囲の追加指定は行われたか		○	○		
	遺構・出土遺物の適切な保存管理がなされたか	○	○	○		
	樹木管理は適切に行われたか	○	○	○		
	保存に必要な応急的措置が行われているか	○	○	○		
	災害対策に取り組んでいるか	○	○	○		
	現状の取扱基準は適正に運用されているか	○	○	○		
	学校教育への活用を行ったか	○	○	○		
	出土遺物の活用を行ったか	○	○	○		

区分	項目	観察時期			観察主体	観察手法
		第1期 完了時	第2期 完了時	第3期 完了時		
活用	イベントや体験プログラム等は計画的に企画・実施されたか	○	○	○	二俣未来まちづくり協議会等・事務局	活用実績や年間利用者数、利用者意見の公開
	学校教育への活用を行ったか	○	○	○		
	出土遺物の活用を行ったか	○	○	○		
	周辺資源への見学者が増えたか	○	○	○		
	公共交通の利便性は向上したか	○	○	○		
	史跡の情報発信はされているか	○	○	○		
	市民と行政が一体となった活用がされているか	○	○	○		
整備	整備基本計画は策定されたか	○			専門検討会等 事務局	専門検討会による基本・実施設計と実施済み事業の評価、検証
	基本・実施設計、工事が行われたか	○				
	遺構の復元展示等の整備が行われたか	○	○	○		
	園路の整備は行われたか	○				
	既存施設の段階的整理、撤去の検討をしたか	○	○	○		
	トイレ、休憩施設等の公園施設を整備したか	○				
	看板設置等によってガイダンス機能が向上したか	○				
	ガイダンス施設の設置を検討したか		○	○		
	樹木伐採、枝打ち等による景観の復元・整備は進んだか	○	○	○		
運営・体制	検討会が実施されたか	○	○	○	事務局 二俣未来まちづくり協議会等 庁内調整会議 ほか	二俣未来まちづくり協議会等による活動実績の評価、公表
	ボランティアガイドは新規募集等によって充実したか	○	○	○		
	各関係機関との連携は十分であったか	○	○	○		
	組織の運用は適切に行われているか		○	○		

第3節 今後の課題

1 史跡の保存活用の充実に向けた整備の推進

本計画に示した今後の実施計画を受けて、史跡全体の計画的整備を推進するための「整備基本計画」の策定が必要である。

整備基本計画においては、整備目標と本計画で示した区域区分をもとにした整備ゾーニングを設定し、各ゾーンに必要とされる整備内容を明らかにする。同時に、整備ゾーニングに基づく、見学動線、管理動線、周辺からのアクセスといった動線計画、各動線上に必要なサインの種類と配置を示すサイン計画を策定する。

遺構の保存と活用に関しては、城郭の全体像を把握し、適切な整備手法を選定するために継続的な発掘調査が必要である。また、遺構の基礎的な情報を得るため、石垣カルテづくり、樹木管理のための樹木調査等を行い、遺構修復計画、遺構表現計画、樹木管理計画等を定める必要がある。また、既存の公園施設、便益施設等の取扱方針づくり、防災計画の安全管理マニュアルづくりなども順次必要となる。

2 誰もが訪れやすい史跡づくり

より多くの人が史跡を訪れ、その本質的価値を共有することができるよう、駐車場やガイダンス施設等の便益施設を整えることが必要不可欠である。これらは史跡指定地外への設置が必要なものもあり、利便性の高い適地の選定が重要である。

視覚障害をもった方への案内表示や、立体模型の設置などの配慮も検討が必要である。

3 地域のまちづくりとの連携

平成30年度（2018年度）に国史跡に指定されたことにより、二侯城跡・鳥羽山城跡の市民への認知度や興味関心が高まり、あわせて史跡を地域のまちづくりに活かしたいという地元の期待が高まっている。これを好機として、史跡と地域住民との積極的なかわりを育て、愛される史跡となるよう、様々な場面で地域との連携を探っていく必要がある。

【文 献】

- 内山真胤 1999『遠江国風土記伝』（1935刊本、谷島屋書店、1980復刻、世界聖典刊行協会）
- 大石傳次 1988『林業』『天竜市史』下巻 天竜市
- 大場亀吉・片田直太・野沢正司 1970『二侯城』天竜市地方史研究会
- 糟谷幸裕 2014『今川領国下の遠州二侯城』『戦国時代の浜松市内の山城ならびに家康由緒に関する古文書についての研究調査報告書』浜松市・一橋大学大学院社会学研究科渡辺尚志研究室
- 静岡県教育委員会文化財課編 1996『秋葉街道：静岡県歴史の道』静岡県文化財保存協会
- 坪井俊三・小木 香はか 1988『商工業』『天竜市史』下巻 天竜市
- 坪井俊三 2017『二侯城関連史料』『二侯城跡・鳥羽山城跡総合調査報告書』浜松市教育委員会
- 浜松市教育委員会 2017『二侯城跡・鳥羽山城跡総合調査報告書』
- 浜松市市民部文化財課編 2012『天浜線と沿線の近代化遺産』浜松市
- 向坂鋼二・坪井俊三 1981『古代の天竜市域』『天竜市史』上巻 天竜市
- 森 蘆 1974『鳥羽山城の庭園遺構』『歴史読本』1974年4月号 新人物往来社

史跡二俣城跡及び烏羽山城跡保存活用計画

2020年3月10日

発行 浜松市

〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

編集 市民部文化財課

印刷 松本印刷株式会社

表紙用紙色 C0 M0 Y0 K40 文字 C0 M0 Y100 K25

Futamata Castle and Tobayama Castle

Plan of Preservation and Utilization

A Plan of Preservation and Utilization of Historic Site
in Western Shizuoka Prefecture, Japan



March 2020

Hamamatsu City